

徳山動物園管理運営及び広場ゾーン外整備事業  
質問回答書

令和7年9月11日

※明らかに誤字・脱字と思われます質問事項については変更しています。

| No. | 書類名     | 頁  | 当該箇所 |      |     |     |    | 項目名                     | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 質問回答                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|----|------|------|-----|-----|----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         |    | 1    | (1)  | (ア) | ア   | 資料 |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                       |
| 1.  | 要求水準書   | 17 | 2    | (1)  | ア   | (ア) |    | 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置   | ①一級建築士の資格を有する者とありますが、「一級建築施工管理技士」でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 公募対象公園施設の設計責任者と施工責任者は兼務を想定していましたが、分離して配置する場合には、公募対象公園施設の設計責任者は一級建築士、施工責任者は建設業法における監理技術者の資格要件を満たす者であれば問題ありません。                                                                         |
| 2.  | 要求水準書   | 42 | 4    | (5)  | イ   | (ア) |    | 特定公園施設の工事監理責任者の配置（主に建築） | ①一級建築士の資格を有し、資格取得後３年以上の実務経験を有する者とありますが、「一級建築施工管理技士」でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 特定公園施設の設計責任者と工事監理責任者は兼務を想定していましたが、分離して配置する場合においても同様に、一級建築士を資格要件とします。                                                                                                                  |
| 3.  | その他     |    |      |      |     |     |    | 前回募集の質問回答について           | 令和６年１１月１日に貴市で公示された、「徳山動物園管理運営及び広場ゾーン外整備事業」にて、公表された質問回答は、今回の令和７年８月７日公示の同事業においても有効となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 基本的には有効としますが、令和６年１１月１日で公示された内容と令和７年８月７日で公示された内容で異なる事項がある場合には、公募資料も含める質問回答書は、最新版を正とします。本質問回答表下段に、前回公募において回答した内容を再掲載しています。有効でない回答には取り消し線を、修正を行った回答には赤字で追記していますので、ご参照ください。               |
| 4.  | その他     |    |      |      |     |     |    | WEB 説明会                 | 令和７年７月１０日に開催された再公募に関する WEB 説明会で説明された、令和６年度の初回公募との違い以外に、本再公募における初回公募との相違点があればリストでお示しいただけないでしょうか。もし可能であれば、WEB 説明会での相違点も含めすべての相違点をリストでお示しいただけますと幸いです。                                                                                                                                                                                                                                            | 主な新旧対照表を取りまとめましたので、別添資料をご確認ください。なお、詳細は、公表している公募関係資料をご参照ください。                                                                                                                          |
| 5.  | 公募設置等指針 | 14 | 1    | (10) |     |     |    | 事業スケジュール                | 事業スケジュールのスケジュールバーを拝見すると、オーバブリッジの供用開始は令和１１年４月からである一方、既存の南北連絡橋（虹の架け橋）の解体撤去は令和１１年３月末までに行うスケジュールが読み取れます。<br>前回公募における第二次質問回答書の No. 86 での貴市の回答では、「虹の架け橋の解体撤去は、オーバブリッジの供用開始後に実施する工程を想定しています。」と回答されております。<br>つまり、新規のオーバブリッジは虹の架け橋の解体撤去工事期間中に貴市側に譲渡され、供用開始されるという認識でよろしいでしょうか。<br>また、令和１０年４月から始まる指定管理対象施設に、このオーバブリッジやそれに続く北・南園路が含まれるという認識でよろしいでしょうか。<br>特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（案）の記載内容と合わせてご確認いただき、ご教示ください。 | オーバブリッジは南北の園を繋ぐ動線であり、南北の動線を確保するために、オーバブリッジが供用開始後に、虹の架け橋の解体撤去を開始してください。その工程は要求水準書 36 頁の (4) 特定公園施設の施工業務のア 業務期間①に記載のとおりです。オーバブリッジや南北園路は指定管理の対象範囲ですが、その指定管理の開始時期はオーバブリッジの供用開始時期により異なります。 |
| 6.  | 公募設置等指針 | 22 | 2    | (1)  | ⑧   |     |    | 公募対象公園施設の使用料の額          | 設置管理許可・管理許可に係る使用料の額について、土地の固定資産税評価額の上昇により、最低額が提案額を上回った場合の規定について記載されていますが、土地の固定資産税評価額が下降した場合は、当該使用料は下降率に応じて低減されますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 低減しません。                                                                                                                                                                               |
| 7.  | 公募設置等指針 | 36 | 4    | (1)  | ⑤   |     |    | 排除要綱第３条第１項の誓約書          | 当該誓約書について、署名欄や役員名簿欄へ直接データ入力可能な Word または Excel データをご提供いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 本回答と合わせて、別記様式（第３条関係）として Word 様式を掲載します。                                                                                                                                                |
| 8.  | 公募設置等指針 | 36 | 4    | (1)  | ⑤   |     |    | 期間の記載について               | 「⑤同等の要件を有することを示す書類の提出」の末尾に、「令和７年８月７日（木）～令和７年９月 30 日（火）まで」と記載がありますが、この期間の意味をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 同等の要件を有することを示す書類の提出期間を示しています。                                                                                                                                                         |

| No. | 書類名     | 頁  | 当該箇所   |     |     |     |    | 項目名          | 質問事項                                                                                                                                                              | 質問回答                                                                                |
|-----|---------|----|--------|-----|-----|-----|----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         |    | 1      | (1) | (ア) | ア   | 資料 |              |                                                                                                                                                                   |                                                                                     |
| 9.  | 要求水準書   | 17 | 2      | (1) | ア   | (ア) | ①  | 施工責任者        | 公募対象公園施設の責任者要件に一級建築士の資格を求める記載がありますが、当該要件は設計責任者にのみ当てはまるもので、施工責任者には当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。                                                                          | No. 1 をご確認ください。                                                                     |
| 10. | 要求水準書   | 17 | 2      | (1) | ア   | (ア) |    | 設計・施工責任者     | 公募対象公園施設の設計責任者は特定公園施設の設計責任者や工事監理責任者、施工監理責任者を兼務することは可能でしょうか。<br>また、公募対象公園施設の施工責任者は特定公園施設の施工責任者を兼務することは可能でしょうか。                                                     | いただいた内容の兼務は可能とします。                                                                  |
| 11. | 要求水準書   | 17 | 2      | (1) | ア   | (イ) |    | 設計・施工担当者     | 公募対象公園施設の設計担当者は特定公園施設の設計担当者や工事監理担当者、施工監理担当者を兼務することは可能でしょうか。<br>また、公募対象公園施設の施工担当者は特定公園施設の施工担当者を兼務することは可能でしょうか。                                                     | いただいた内容の兼務は可能とします。                                                                  |
| 12. | 要求水準書   | 18 | 2      | (1) | ウ   | (ア) | ⑥  | 自動販売機の設置     | 当該項目内にて自動販売機に係る要件が記載されていますが、公募設置等指針の 21 頁では自動販売機の設置は指定管理者による自主事業として設置可能との記載があります。<br>本事業において、自動販売機の設置は指定管理業務に紐づく自主事業にて行うという理解でよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。<br>公募設置等指針 P. 21 に記載のとおり、自動販売機の売上は、来園者サービス向上のための運営に充てるようお願いします。          |
| 13. | 要求水準書   | 62 | 2      | (5) | ア   | ①   |    | 備品台帳         | 指定管理者に無償貸与いただく施設備品・機器について、台帳もしくはその内容をお示しいただけないでしょうか。指定管理者における収支計画を作成するために必要となります。                                                                                 | 動物園の備品については、膨大なリストとなります。理解の行き違いを防ぐためにも、管理分担につきましては、参加表明受理後、徳山動物園内にて確認の場を設けたいと思います。  |
| 14. | 要求水準書   | 74 | 4      | (1) |     |     |    | 管理許可使用料      | 屋内休憩所内飲食施設の管理許可に係る使用料について、市に支払う使用料の算出元となる面積には、飲食スペースは含まれず、厨房施設および厨房倉庫のみで問題ないという理解でよろしいでしょうか。<br>飲食スペースの利用は飲食施設での購入者に限定せず、入園者全員が園内移動中の休憩で利用可能なエリア（座席）であると理解しております。 | 管理許可に係る使用料範囲は、事業者が主に占有利用するスペース（ex：厨房スペース、厨房倉庫、バックヤード等の通路など）であり、提案に応じて判断します。         |
| 15. | 様式 2-15 |    |        |     |     |     |    | 申請者欄         | 指定管理を行う企業（構成員）が複数いる場合、当該様式の申請者欄はどのように記載すべきでしょうか。<br>指定管理者として指定管理用の JV 組成を前提として、申請書を記載すべきでしょうか。                                                                    | 共同企業体として指定管理を実施する場合には、その共同企業体の代表者を明示した上で、共同企業体として申請書を提出してください。                      |
| 16. | 別添資料 28 |    |        |     |     |     |    | 認定計画提出者の負担範囲 | 当該資料は指定管理者の自主事業として飲食サービスを提供する範囲に限定した役割分担であり、管理許可を受ける諸室「厨房施設」および「厨房倉庫」に限った役割分担という理解でよろしいでしょうか。<br>例えば、飲食スペースや観光案内施設など整備に関してはすべて貴市負担という理解で間違いないでしょうか。               | 基本的にはご理解のとおりですが、事業者が占有利用する範囲も含めます。占有利用するスペースは No. 14 をご確認ください。                      |
| 17. | 実施協定書   | 4  | 第 13 条 | 2   |     |     |    | 近隣対策等        | 地下水の断絶等の影響について検討とありますが、対象地域周辺の井戸の有無や利用状況等は調査していますか。                                                                                                               | 一部エリアについては、過去に水源調査した事例がありますため、貸与資料をダウンロードいただいたフォルダ内へ、別添資料 36_として調査報告書を追加で格納します。     |
| 18. | 要求水準書   | 17 | 第 4    | 1   | (5) |     |    | ICT の活用      | ICT 活用を目的に点群を取得するため UAV を飛ばしたいが動物に影響ないでしょうか。                                                                                                                      | UAV を使用するにあたって必要となる諸手続きを行ったうえ実施してください。また、事前に徳山動物園（本事業事務局）まで使用計画をお知らせいただくようお願いいたします。 |

| No. | 書類名     | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |     | 項目名       | 質問事項                                                                                                    | 質問回答                                                                                                                               |
|-----|---------|----|------|-----|-----|-----|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料  |           |                                                                                                         |                                                                                                                                    |
| 19. | 要求水準書   | 25 | 第4   | 4   | (1) | ウ   | (イ) | オーバブリッジ   | 舗装はスロープを脱色舗装、橋梁部をデッキ舗装と合わせることとありますが景観的にこれらの舗装と合わせれば良いという認識でよいでしょうか。                                     | ご理解のとおりです。同一製品を使用する必要はありません。                                                                                                       |
| 20. | 要求水準書   | 26 | 第4   | 4   | (1) | ウ   | (ウ) | その他公園施設   | 南園芝生広場において遊具等を設置する箇所では、芝生の劣化が早く進む恐れがあると思います。このため、遊具設置箇所等については芝生以外とするなど維持管理や景観を考慮した計画としても差し支えないでしょうか。    | 理由とともにご提案いただければ差支えありません。                                                                                                           |
| 21. | 北園土工施工図 | 14 |      |     |     |     |     | 植栽平面図     | 平面図によると「本工事では園路沿いの法面工は植栽は行わず張芝工のみ」とありますが北園園路周辺の植栽の提案をする場合、周南市側の費用負担ということでしょうか。                          | 北園園路周辺の植栽を提案いただくにあたって、今後実施予定の市発注による獣舎及びパドック整備工事に支障がないようご注意ください。また、植栽含め提案いただく内容については、上限金額内での提案としてください。明らかに事業範囲を外れる部分の費用負担は協議対象とします。 |
| 22. | 北園土工施工図 | 9  |      |     |     |     |     | 擁壁平面図・展開図 | 北園園路ではL型擁壁（直接基礎）が計画されていますが地質調査資料や現地掘削結果から基礎底面付近は支持層に適さない場合、置き換えや地盤改良が必要となると思います。このような場合は、設計変更の対象となりますか。 | 置き換えや地盤改良の必要性を検討するにあたり、過去に周辺で平板載荷試験を実施しています。貸与資料をダウンロードいただいたフォルダ内へ、別添資料 37_として報告書を追加で格納します                                         |
| 23. | 要求水準書   | 23 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |     | 屋内休憩所     | 諸室：観光案内施設に観光案内所を設けるとありますが、有人での運用を想定しているのでしょうか。                                                          | 常駐有人での運用は想定しておりませんが、自主事業等による管理許可のスタッフが一部案内等することは想定しています。                                                                           |
| 24. | 要求水準書   | 23 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |     | 便所        | 多目的便所に、呼び出しボタンの設置とありますが、親機の設置については、屋内休憩所内とすることで問題ないでしょうか。                                               | 園内の呼び出しボタンに対する親機は新管理棟に設置していますが、緊急対応が可能であれば、屋内休憩所内への設置でも問題ありません。                                                                    |
| 25. | 要求水準書   | 23 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |     | 屋上テラス     | 次世代エネルギーパークであること考慮した仕上・設備とすることとありますが、太陽光発電の設置は必須でしょうか。                                                  | 必須ではありません。競争入札等により実施してきた仕様発注ではなく、求める性能を要求水準等でお示しする性能型の発注であることにご留意ください。                                                             |

以下に令和6年11月1日に公告された公募資料の質問回答書の中から、令和7年8月7日に公告された事業にも継続して有効回答である質問回答書を掲載します。

■第1回質問回答書（令和6年12月9日公表）

| No. | 書類名                       | 頁   | 当該箇所 |     |     |   |    | 項目名       | 質問事項                                                                                                                                              | 質問回答                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------|-----|------|-----|-----|---|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                           |     | 1    | (1) | (ア) | ア | 資料 |           |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                        |
| 1.  | 様式集<br>参加資格<br>審査申請<br>調書 |     |      |     |     |   |    | 納税証明書     | 納税証明書（国税（法人税、消費税）、地方税（地方消費税）及び市・県民税（法人市民税の写し（最近1年間の未納がないことが証明できるもの））の書類で、法人事業税とありますが、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）とは別に必要になるのでしょうか。 | 公募設置等指針の43頁で示します(4)は(4-1)～(4-5)をまとめて記載していますので、別で必要ではありません。                                                                                             |
| 2.  | 様式集                       | 1-2 | 2    | —   | —   | — |    | 提案様式      | <del>提案書作成にあたり、WordではなくPowerPointで作成することは可能でしょうか。</del>                                                                                           | <del>様式集の1頁の2書式等⑤に記載しておりますとおり、様式集にて定めております、Microsoft社製のWord又はExcelを使用してください。なお、PowerPointやIllustrator等で作成し、Microsoft Word又はExcelに貼り付けても良いものとします。</del> |
| 3.  | 要求水準書                     | 21  | 3    | (3) | ウ   | ② |    | 自動販売機の使用料 | <del>屋内休憩所内の自動販売機の占用料は公募設置等指針P22の記載の使用料が建築面積とは別にかかるとの認識になりますか。</del>                                                                              | ご理解のとおりですが、自動販売機の使用料は公募設置等指針の22頁(1,074円／㎡・年)とは別の使用料となります。既に園内に設置している自動販売機の使用料は、売上の30%程度であること                                                           |

| No. | 書類名   | 頁     | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名            | 質問事項                                                                                                                                                                      | 質問回答                                                                                                                                                              |
|-----|-------|-------|------|-----|-----|-----|----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |       | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |                |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                   |
|     |       |       |      |     |     |     |    |                |                                                                                                                                                                           | から、その値を目安に事業者提案書を踏まえて、選定後に協議により決定します。                                                                                                                             |
| 4.  | 要求水準書 | 30    | 3    | (4) | (4) |     |    | 指定管理業務の光熱水費等   | 指定管理料業務に生じる電気・ガス・水道費についての区別<br>は個別メーターでの検針になりますか。                                                                                                                         | 指定管理業務において発生する水光熱費等については市の支払いとしますので、区別する必要はありません。なお、指定管理業務の自主事業や公募対象公園施設の区別についてはご理解のとおりです。                                                                        |
| 5.  | 要求水準書 | 47    | 7    | (3) |     |     |    | 上限金額           | 開館式典・開館記念イベントでかかる費用は 980,362 千円の上<br>限金額内に含まれるとの認識になりますか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：980,362 千円は 1,211,331 千円に読み替えてください。                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                        |
| 6.  | 要求水準書 | 49    | 1    | (1) | ⑭   |     |    | 上限金額           | DX 化に伴う GIS 導入費用は指定管理料 1,758,416 千円の上<br>限金額内に含まれるとの認識になりますか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：1,758,416 千円は 1,944,107 千円に読み替えてください。                                                   | DX 化に伴う費用については指定管理料の上限金額に含まれていますが、その手法は GIS に限定するものではないです。                                                                                                        |
| 7.  | 要求水準書 | 51    | 1    | (7) |     |     |    | 上限金額           | 別添資料 27「屋内休憩所の購入備品一覧」の記載の備品は、指定管理料 1,758,416 千円の上<br>限金額内に含まれるとの認識になりますか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：1,758,416 千円は 1,944,107 千円に読み替えてください。                                       | 特定公園施設等の整備費用の上限金額内（980,362 千円）に含まれています。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：980,362 千円は 1,211,331 千円に読み替えてください。                                                                   |
| 8.  | 要求水準書 | 58    | 2    | ウ   | ②   |     |    | イベント対応         | 短時間に多数のスタッフが必要になる場合・・・適切な対応を行うこととありますが、人員募集を募る場合の費用は指定管理料 1,758,416 千円の上<br>限金額内に含まれるとの認識になりますか。また年何回を想定していますか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：1,758,416 千円は 1,944,107 千円に読み替えてください。 | ご理解のとおりです。令和 4 年度のイベント実績・回数については、別添資料 31「イベント実施実績」をご確認ください。                                                                                                       |
| 9.  | 要求水準書 | 64.65 | 3    | ア   |     |     |    | 定期保守点検         | 定期保守点検(オ)を実施するにあたり、現在の既存業者（業務委託先）及び点検金額をご教示ください。                                                                                                                          | 既存業者は貸与しますが、金額は公開しないものとします。<br>希望者は、「様式 1-2 別添資料貸与申込書」の項目 1. 貸与資料に「○第 1 回質問回答の関連書類」と記載いただき、貸与をお申込みください。                                                           |
| 10. | 実施要領  | 30    | 3    | (4) | (4) |     |    | 指定管理業務の光熱水費等   | 指定管理料業務に生じる電気・ガス・水道費についての区別<br>は個別メーターでの検針になりますか。                                                                                                                         | No. 4 をご確認ください。                                                                                                                                                   |
| 11. | 公告    | 7     | 2    | (1) |     |     |    | 応募者の参加資格【建設企業】 | アに記載のある許可要件のうち「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「造園工事」については全ての許可が必要でしょうか。例えば電気工事に関しては建築一式工事の許可業者の下請けで施工するなどをして省略する事は可能でしょうか。（業法上は可能となっております。）                               | 建設企業で参加する企業は、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」、「造園工事」のいずれかの特定建設業許可を受けている者としていますので、全ての許可は不要です。                                                                        |
| 12. | 要求水準書 | 24    | 4    | (1) | ウ   | (イ) |    | オーバブリッジ整備水準    | 共通事項内に「揺拝石の移設を検討」とありますが、現状はどこにあるのでしょうか。また、移設先は指定がありますでしょうか。                                                                                                               | 揺拝石について、現在は、南園カバ舎とフクロウ舎に挟まれた広場植栽地にて展示しています。「別添資料 1_現況全体平面図」を参照してください。<br>本事業にて、当該揺拝石を北園土工整備箇所における橋梁橋詰部の園路沿いに移設することを計画しています。「別添資料 13_北園土工整備設計図書」内の計画平面図類を参照してください。 |
| 13. | 要求水準書 | 36    | 4    | (4) | イ   |     |    | 施工担当者          | 施工担当者とは現場に従事する監理技術者、現場代理人が兼務することはできますでしょうか。                                                                                                                               | 建設業法上の規定を満たす場合には兼務でも可能です。                                                                                                                                         |

| No.            | 書類名            | 頁            | 当該箇所         |              |              |              |              | 項目名                        | 質問事項                                                                                                                                      | 質問回答                                                                                                                        |
|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                |              | 1            | (1)          | (ア)          | ア            | 資料           |                            |                                                                                                                                           |                                                                                                                             |
| 14.            | 要求水準書          | 36           | 4            | (4)          | イ            | (ア)          |              | 特定公園施設の施工責任者の配置            | 施工責任者の資格要件はありますでしょうか。また、この施工責任者は現場に従事する監理技術者や現場代理人との兼務は可能でしょうか。                                                                           | 資格要件はありませんが建設業法上の監理技術者等と兼務する場合には、建設業法で求められる資格を満たしてください。<br>兼務については、No. 13 のとおりです。                                           |
| 15.            | 要求水準書          |              |              |              |              |              |              | 用語の定義                      | 各所に責任者や担当者の「配置」と「選出」の記載がありますが、2つの違いをご教示ください。(例えば、配置と選出はどちらかが常駐、どちらかが非常駐というような使い分けはありますでしょうか。)                                             | 配置と選出による常駐・非常駐の差異はありません。                                                                                                    |
| 16.            | 公募設置等指針        | 12           | 1            | (9)          | ※2           |              |              | 収益還元額                      | ※2 に記載の、公募対象公園施設の収益を特定公園施設の設計・整備費用に係る費用負担へ充てるとするのは、公募設置等指針 P24⑤に記載のある、既に低減した 1 割の部分に充当するという意味でしょうか。                                       | 公募対象公園施設の収益の 1 部は特定公園施設の整備費に充当することを想定していますが、既に低減済みの 1 割分の全てを公募対象公園施設の収益からの還元ではなく、性能発注や設計施工一括による削減額も含めて 1 割分の削減を想定しています。     |
| 17.            | 公募設置等指針        | 22           | 2            | (1)          | ⑧            |              |              | 地下埋設物等の占有料                 | 地下埋設物（電線、ガス管、水道管等）等は占用料が必要とありますが、周南市都市公園条例の別表 3 に記載の「1m／年 3 円」という認識でよろしいでしょうか。                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                                  |
| 18.            | 公募設置等指針        | 25           | 2            | (2)          | (ウ)          |              |              | 事業費の決定                     | 市と協議して合意する最終的な事業費の金額に関わらず、様式 7- 1 の 3 に記載した「特定公園施設の設計・整備にかかる費用の提案価格」が支払われると考えてよろしいでしょうか。                                                  | 本市との協議より合意した事業費をお支払います。                                                                                                     |
| 19.            | 様式集            |              |              |              |              |              |              | 様式 2-10                    | 様式 2-10 の参加資格審査申請書に添付する書類について、例えば建設企業（建築）と建設企業（土木）が同一企業であるような場合、いずれかに添付済の資料は省略可能でしょうか。<br>(例：パンフレット、損益計算書、納税証明、許可通知書、周南市競争入札参加資格認定通知書など)  | 業務別の参加資格企業が重複する際に、重複することが分かるように提出する様式集で記載いただく場合には、重複する提出資料の省略は可能ですが、業務別で求める資料が異なる資料については省略せず提出してください。                       |
| <del>20.</del> | <del>様式集</del> | <del>3</del> | <del>4</del> | <del>—</del> | <del>—</del> | <del>—</del> | <del>—</del> | <del>参加辞退届</del>           | <del>参加の辞退届の提出期限は令和 7 年 3 月 26 日（水）までとありますが、それ以降の辞退は認められないという事でしょうか。</del>                                                                | <del>ご理解のとおりです。</del>                                                                                                       |
| 21.            | 様式集            |              |              |              |              |              |              | 様式 2-1<br>様式 2-2<br>様式 2-3 | 様式 2-1、様式 2-2、様式 2-3 の押印は実印と使用印どちらでもよろしいでしょうか。                                                                                            | ご理解のとおりですが、使用印で押印する場合には使用印鑑届（任意様式）を提出してください。様式 7-1 価格提案書は実印での押印としてください。                                                     |
| 22.            | 様式集            |              |              |              |              |              |              | 様式 2-15                    | 様式 2-15 の指定管理者指定申請書は代表法人のみ必要でしょうか。構成法人各社必要でしょうか。                                                                                          | 指定管理者となる想定の事業者のみ提出ください。                                                                                                     |
| 23.            | 様式集            | 5            |              |              |              |              |              | 様式 6-1～<br>様式 6-12         | 評価基準書 7 ページ以降の「別紙 1 内容評価における評価項目及び配点」には様式 6-1～様式 6-12 の記載はありませんが、配点なしでよろしいでしょうか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：様式 6-1～6-12 は様式 6-1～6-11 に読み替えてください。 | （様式 5-9）等で使用する提案書と一体的とみなしますので、評価対象です。                                                                                       |
| 24.            | 建設・譲渡契約書（案）    | 3            |              |              |              |              |              | 調印者欄                       | 建設・譲渡契約書への調印は様式 2-2 へ記載した全ての構成法人全社がするのでしょうか。また、様式 2-2 で協力法人として記載した橋梁の建設企業の調印は不要でしょうか。                                                     | 特定公園施設の整備業務（設計業務、解体撤去業務、施工業務、工事監理業務）に関与する構成法人と契約します。<br>協力法人としての事業者については調印不要です。                                             |
| 25.            | 建設・譲渡契約書（案）    |              |              |              |              |              |              |                            | 認定計画提出者と周南市が締結する契約書は、本契約書のみでしょうか。                                                                                                         | 基本協定書、実施協定書及び建設・譲渡契約書を想定しています。                                                                                              |
| 26.            | 実施協定書（案）       | 2            |              |              |              |              |              | 認定計画提出者の役割分担               | 第 6 条⑧入園ゲートシステム設計業務の担当法人欄は、様式 2-2 の構成表に記載のない企業を記載してもよろしいでしょうか。それとも、あらかじめ構成法人に入園ゲートシステム設計業務専門の担当法人を加える必要がありますでしょうか。                        | 参加資格審査段階において入園ゲートシステム設計業務企業は求めていませんが、構成法人として参加される場合には（様式 2-2）構成表の 11. その他企業に記載ください。なお、協力企業として参加される場合には（様式 2-2）構成表に記載しなくても問題 |

| No. | 書類名           | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名            | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 質問回答                                                                                                                           |
|-----|---------------|----|------|-----|-----|-----|----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |               |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                |
|     |               |    |      |     |     |     |    |                | か。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ありません。                                                                                                                         |
| 27. | 公募型プロポーザル実施要領 | 2  | 2    | (3) |     |     |    | 指定管理者          | 「認定計画提出者」を「指定管理者」とする予定とのことですが、応募グループに「建設企業」として参加する【構成法人】は、特定公園施設の市への引渡し後、「指定管理者」の一員として管理・運営に参加する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。また、「建設企業」の【協力法人】として参加した場合も同様に管理・運営には参加不要と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。                                                                                                                     |
| 28. | 公募型プロポーザル実施要領 | 2  | 2    | (3) |     |     |    | 特定公園施設         | 特定公園施設の整備にあたっては、建設業法の適用を受けると考えてよろしいでしょうか。適用を受ける場合、施工体制上、【構成法人】は「元請負人」、【協力法人】は「下請負人」として取り扱ってよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 建設業法の適用を受けます。<br>構成法人と協力法人の読み取りはご理解のとおりです。                                                                                     |
| 29. | 公募型プロポーザル実施要領 | 7  | 3    | (4) |     |     |    | 橋梁の建設法人        | 【協力法人】として参加する場合、協力法人から発注する「下請負人」に関して建設業法の適用以外に何か特別な制約はありますでしょうか。（資格、経験、所在地等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 特段ございません。                                                                                                                      |
| 30. | 要求水準書         | 37 | 4    | (4) | エ   | (ア) |    | 主任技術者<br>監理技術者 | 建設業法の規定を満足する技術者を配置すれば良いと考えてよろしいでしょうか。また建設業法以外に、例えば、施工経験等の条件はありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 特段ございません。                                                                                                                      |
| 31. | 要求水準書         | 37 | 4    | (4) | エ   | (ア) |    | 技術者の<br>配置期間   | 【構成法人】の場合<br>建設業法では、元請の技術者の配置が必要な期間は契約工期が基本となりますが、今回は、「特定公園施設に関する建設・譲渡契約」に基づく期間を配置が必要な期間と考えてよろしいでしょうか。その場合、契約から引渡しまでが対象期間となりますでしょうか。また、「橋梁の建設企業」の場合、橋梁以外の工事のみ施工されている期間も技術者を専任で本工事へ配置する必要がありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                      | 施設等の施工着手時から引渡し完了までを配置技術者の専任期間とします。ただし、施工期間中であっても工事が行われていないことが明確な期間（工場製作期間や他工事のみが完了していません。）は専任する必要はありません。                       |
| 32. | 要求水準書         | 37 | 4    | (4) | エ   | (ア) |    | 技術者の<br>配置期間   | 【協力法人】の場合<br>「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号：最終改正令和 4 年 12 月 23 日国不建第 457 号）<br>三 監理技術者等の工事現場における専任（２）監理技術者等の専任期間では、下請負人は下請工事が実際に施工されている期間のみ技術者の工事現場への専任が必要とされていますが、協力法人の場合も同様の考えで良いでしょうか。<br>また、技術者の配置が必要な期間は(a)協力法人が実際に施工する現場工事の着工から橋梁架設完了まででしょうか。それとも(b)協力法人が製作する橋梁の工場製作開始から架設完了まででしょうか。<br>もし(b)に該当する場合は、前掲「監理技術者制度運用マニュアル」二ー二 監理技術者等の設置 （４）監理技術者等の途中交代 に基づき、工場製作期間の技術者(同一工場内での他の同種工事に係る製作と兼任)と橋梁架設期間(本工事現場へ専任)と各々で異なる技術者を配置することは可能でしょうか。 | 協力法人については、専任期間は下請け工事が実際に施工されている期間とします。<br>No. 31 の回答のとおり、施工期間中であっても工事製作期間等の明確に工事が行われていないことが分かる期間は専任配置の必要ありませんので、(a)のパターンになります。 |

| No. | 書類名                 | 頁  | 当該箇所 |     |     |   |    | 項目名     | 質問事項                                                                                                                             | 質問回答                                                                                                             |
|-----|---------------------|----|------|-----|-----|---|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                     |    | 1    | (1) | (ア) | ア | 資料 |         |                                                                                                                                  |                                                                                                                  |
| 33. | 実施協定書（案）            | 32 | 第71条 |     |     |   |    | 契約不適合責任 | 【構成法人】の場合<br>オーバーブリッジ設置後の契約不適合責任の起算点については、オーバーブリッジ等を含む特定公園施設全体の引渡完了後から起算し、2年以内と考えてよろしいでしょうか。                                     | Park-PFI に関する実施協定書（案）の第71条のとおりです。                                                                                |
| 34. | 実施協定書（案）            | 32 | 第71条 |     |     |   |    | 契約不適合責任 | 【協力法人】の場合<br>オーバーブリッジ架設完了の後、認定計画提出者による完成検査、市による完了検査を経てオーバーブリッジを市に引渡完了時点から起算し、2年以内と考えてよろしいでしょうか。<br>（虹の架け橋解体・撤去の着手以前にオーバーブリッジを引渡） | 契約不適合責任については市から認定計画提出者（代表法人・構成法人）に行います。                                                                          |
| 35. | 建設工事・譲渡契約書（案）等の契約書類 |    |      |     |     |   |    | 社名の記載   | 【協力法人】の場合、市との直接的な契約形態を持たないので、認定計画提出者には該当せず、建設工事・譲渡契約書（案）等に社名を記載する必要も無いと考えてよろしいでしょうか。                                             | ご理解のとおりです。                                                                                                       |
| 36. | 要求水準書               | 64 | 3    | (1) | (オ) | ア |    | 定期点検    | 定期点検について、表内に記載の各業務の実施業者をご教示いただけないでしょうか。                                                                                          | No.9 をご確認ください。                                                                                                   |
| 37. | 要求水準書               | 66 | 3    | (2) |     | ア |    | 修繕      | 表の②では、指定管理者の負担として〃上記以外に動物園内で発生した修繕、もしくは飼育部門から引き継いだ修繕〃と記載がありますが、飼育部門が引き継ぎを行う判断基準などをご教示いただけないでしょうか。                                | 直営作業では修繕できないような作業（ex：業者委託する必要がある修繕、有資格修繕等）を伴う修繕等について想定しています。                                                     |
| 38. | 要求水準書               | 64 | 3    | (2) |     | ア |    | 修繕      | 過去の修繕履歴をご教示いただけないでしょうか。                                                                                                          | 過去3年度分の修繕費を貸与します。<br>希望者は、「様式1-2 別添資料貸与申込書」の項目1．貸与資料に「○第1回質問回答の関連書類」と記載いただき、貸与をお申込みください。                         |
| 39. | 要求水準書               | 69 | 3    | (4) |     |   |    | 廃棄物処理   | 表内④について、表にお示しの項目（粗大ごみ、資源ごみ、医療ごみ、可燃ごみ等）別の排出量の履歴をお示しいただけないでしょうか。<br>また、一般廃棄物、産業廃棄物回収の実施業者をご教示いただけないでしょうか。                          | 貸与します。<br>希望者は、「様式1-2 別添資料貸与申込書」の項目1．貸与資料に「○第1回質問回答の関連書類」と記載いただき、貸与をお申込みください。                                    |
| 40. | 要求水準書               | 69 | 3    | (4) |     |   |    | 廃棄物処理   | 表内⑤に記載の堆肥化プラントについて、現在飼育における糞尿はすべて処理が出来ているのでしょうか。<br>また、処理量のオーバーが発生している場合は、(12) 業務区分にてお示しの廃棄物処理に基づき指定管理者の負担という認識でよろしいでしょうか。       | 基本的にはプラントで処理出来ていますが、プラントへ投入する糞は固形状のものに限られるため、水溶状のものなどは下水に流すこととなります。下水に流した糞尿は年1～2回溜枳の清掃が必要となります。（No.39 もご確認ください。） |
| 41. | 実施要項                | 6  |      |     |     | イ |    | 設計企業    | 参加資格要件とされている元請実績に、弊社が平成24年に合併（事業譲渡契約締結）した企業の実績提出を検討しておりますが、その際、資格要件を満たすのに必要な添付資料は何か必要となるでしょうか。                                   | 実績が確認できる書類と合わせて、合併したことが証明できる書類（契約書や登記簿の写し等）を提出してください。                                                            |
| 42. | 実施要項                | 6  |      |     |     | イ |    | 工事監理企業  | 参加資格要件とされている元請実績に、弊社が平成24年に合併（事業譲渡契約締結）した企業の実績提出を検討しておりますが、その際、資格要件を満たすのに必要な添付資料は何か必要となるでしょうか。                                   | No.41 のとおりです。                                                                                                    |
| 43. | 公募型ポポーザ             | 14 | 7    | (1) | ⑤   |   |    | 出席者     | プレゼンテーション当日までに統括管理責任者となる者が決定していない場合は、統括管理責任者の出席はなくてもよろ                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                                       |

| No. | 書類名     | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名         | 質問事項                                                                                                     | 質問回答                                                                                                                                                 |
|-----|---------|----|------|-----|-----|-----|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |             |                                                                                                          |                                                                                                                                                      |
|     | ル実施要領   |    |      |     |     |     |    |             | しいでしょうか。                                                                                                 |                                                                                                                                                      |
| 44. | 公募設置等指針 | 12 | 1    | (9) | ※3  |     |    | 駐車場管理範囲     | 周辺駐車場施設の管理運営範囲が指定管理期間中に変更となる可能性が示されていますが、変更となる場合は指定管理料等も変更されるという認識でよろしいでしょうか。                            | 管理経費に大きな変更がある程、大幅に管理台数等が変更する場合や駐車場の管理個所数の増加等には指定管理料の変更を検討します。                                                                                        |
| 45. | 公募設置等指針 | 24 | 2    | (2) | ⑤   |     |    | 特定公園施設の整備費用 | 特定公園施設等の整備費用の算出の元となった、各整備内容別（解体工事、橋の撤去、橋の新設、建物の新設、外構整備、入園システムゲート設計など）の積算額をお示しいただけないでしょうか。                | 公表しないものとします。                                                                                                                                         |
| 46. | 公募設置等指針 | 31 | 3    | (4) | ③   |     |    | 指定管理料       | 令和 14 年度まで動物園のリニューアル工事は続くとお見受けしますが、それらの今後続くリニューアル内容も踏まえた指定管理料上限額が設定されているということでしょうか。                      | ご理解のとおりです。                                                                                                                                           |
| 47. | 公募設置等指針 | 35 | 4    | (1) | ④   |     |    | 参加資格（業種別）   | 橋梁の建設企業の参加資格について、最大支間長 20m 以上の歩道橋若しくは鋼道路橋の「解体撤去業務」や「補修作業」の元請として施工実績がある場合は、当該参加資格と満たしていると思なされますか。         | 実績は橋梁の新設工事のみとします。                                                                                                                                    |
| 48. | 公募設置等指針 | 35 | 4    | (1) | ④   |     |    | 参加資格（業種別）   | 橋梁の建設企業の参加資格について、「PC 橋」の元請として施工実績がある場合は、当該参加資格と満たしていると思なされますか。                                           | 参加資格要件としての第 1 次審査段階では PC 橋による実績でも可能としますが、施工時には協力法人として鋼橋の実績のある事業者を含めるものとしてください。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：PC 橋でご提案される場合には、PC 橋による実績も可能とします。詳細は参加資格をご確認ください。 |
| 49. | 公募設置等指針 | 35 | 4    | (1) | ⑤   | —   | —  | ⑤同等の要件      | <del>入札参加者名簿に登録がない者が、同等の要件を有することを示す際に参照するホームページのサイト URL をご教示ください。なお、それら書類の提出方法について詳細をご教示ください。</del>      | <del>下記に示す周南市契約監理課のホームページから確認ください。<br/>https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/27/131/<br/>書類の提出は、記載のとおり、41 頁④参加資格の受付と同様とし、第一次審査書類に併せて提出してください。</del>   |
| 50. | 公募設置等指針 | 51 | 7    | (2) | ①   |     |    | 入園料         | 過去 5 年間の年度入園料の実績をお示してください。                                                                               | 過去 10 年間の入園料実績を貸与します。<br>希望者は、「様式 1-2 別添資料貸与申込書」の項目 1. 貸与資料に「○第 1 回質問回答の関連書類」と記載いただき、貸与をお申込みください。                                                    |
| 51. | 要求水準書   | 11 | 3    | (3) | ①   |     |    | 内容の見直し      | 5 年に 1 回見直し検討を行う内容については、市が行う動物園リニューアル整備の内容に合わせ、指定管理料の見直しも協議可能という認識でお間違いないでしょうか。                          | リニューアル整備に伴う指定管理料については既に指定管理料の中に含まれています。本件は運営業務や維持管理業務がニーズ等の変化により業務内容も変更すべき業務内容があれば、業務内容及び指定管理料の見直しを行います。                                             |
| 52. | 要求水準書   | 18 | 2    | (1) | ウ   | ⑥   | —  | 自動販売機       | <del>自動販売機の設置に係る設置管理料をお教えてください。</del>                                                                    | <del>No. 3 をご確認ください。</del>                                                                                                                           |
| 53. | 要求水準書   | 20 | 3    | (3) | ア   | ①   |    | 営業時間        | 物販施設の営業時間に記載ある「閉園 30 分まで」とは、閉園時間の 30 分前までの営業が基本となるということでしょうか。（例：閉園時間が 17 時 00 分の場合、物販施設の閉店時間は 16 時 30 分） | ご理解のとおりです。                                                                                                                                           |
| 54. | 要求水準書   | 20 | 3    | (3) | イ   | ②   |    | 飲食および物販店舗   | 現在、園内で営業されている飲食店舗および動物グッズ売店は、公募対象公園施設や、屋内休憩所内の飲食施設の開業に伴い撤退されるのでしょうか。                                     | ご理解のとおりです。                                                                                                                                           |
| 55. | 要求水準書   | 23 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |    | 観光案内施設      | デジタルサイネージに掲出される市の観光情報やイベント情報の掲出素材は市から受領できるという理解でよろしいでしょうか。                                               | 観光情報は基本的には本市から提供しますが、イベント情報については、イベント内容によっては、指定管理者と本市共同でまたは指定管理者単独で作成した素材を掲出する想定です。                                                                  |

| No. | 書類名   | 頁  | 当該箇所 |     |     |   |    | 項目名         | 質問事項                                                                                                                                                             | 質問回答                                                                                                |
|-----|-------|----|------|-----|-----|---|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |       |    | 1    | (1) | (ア) | ア | 資料 |             |                                                                                                                                                                  |                                                                                                     |
| 56. | 要求水準書 | 50 | 1    | (2) | イ   | ② |    | 職員の座席       | 維持管理業務を行う職員用の座席は、管理等事務室以外に用意されるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                  | 管理事務所内に更衣室、更衣ロッカー、共用の休憩室及び事務室4名程度の座席と南北の入園口に各2名程度の受付席があります。<br>→令和7年9月11日：令和7年3月6日公表のNo.124を参照ください。 |
| 57. | 要求水準書 | 62 | 2    | (5) | イ   | ① |    | 看板作成        | 動物の紹介などに関する看板作成・更新作業も指定管理業務に含まれるのでしょうか。                                                                                                                          | 案内看板や誘導看板を中心に作成・更新することを想定しています。                                                                     |
| 58. | 様式集   | 1  | 第1   | 3   | ①   |   |    | 留意事項        | 当該箇所では、正本・副本ともに構成法人の名称が類推できる記載を行わないと記載されています。<br>一方で第一次審査および第二次審査に関する提出書類をまとめた各ファイルの表紙および背表紙には、代表法人名を記したラベル貼付が求められています。<br>ラベル貼付のみは、法人名称の不記載の対象外とする認識でよろしいでしょうか。 | ラベルに掲載する代表法人名は、第一次審査では正本と副本、第二次審査では正本のみですので、第二次審査で評価委員が採点する提案書（副本）には名称が類推できませんので、様式集で示す方法にて提出ください。  |
| 59. | 様式集   |    |      |     |     |   |    | 様式2-13      | 応募グループ内に「その他」企業が存在しない場合、当様式の提出は必要でしょうか。                                                                                                                          | 様式の提出は不要です。                                                                                         |
| 60. | 様式集   |    |      |     |     |   |    | 様式2 関連      | 「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」は、応募法人は連結決算を出しておらず、応募法人の親会社が連結決算を出している場合も、親会社の貸借対照表及び損益計算書の提出が必要となるのでしょうか。                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                          |
| 61. | 様式集   |    |      |     |     |   |    | 様式2 関連      | 法人市民税の写し（市・県）は、法人の本店所在地において、市民税・県民税が、最近1年間未納がないことが証明できるものを提出するという理解でお間違いないでしょうか。                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                          |
| 62. | 様式集   |    |      |     |     |   |    | 様式2-2       | 同一企業が複数の業務を担う場合においても、業務ごとの欄を記入し、欄ごとに押印が必要となるのでしょうか。                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                          |
| 63. | その他   |    |      |     |     |   |    | 完成後イメージイラスト | 現在動物園園内の工事用仮囲いにリニューアル整備後のイメージイラストが掲出されていましたが、こちらのデータを貸与いただくことはできますでしょうか。                                                                                         | 追加でリニューアル整備後のイメージイラストを希望者に貸与します。希望者は、「様式1-2 別添資料貸与申込書」の項目1．貸与資料に「○第1回質問回答の関連書類」と記載いただき、貸与をお申込みください。 |
| 64. | 要求水準書 | 30 | エ    | (ア) |     |   |    | 事前調査業務      | アスベスト調査を行うとあるが、別添資料18アスベスト調査結果を貸与可能となっている。貸与資料以外にアスベスト調査をする必要があるということか。                                                                                          | 要求水準書30頁に示すように、事業者が必要となる提案する場合においてはアスベスト調査の実施を可能とします。                                               |
| 65. | 要求水準書 | 32 | (3)  | ウ   |     |   |    | 業務範囲        | 解体撤去の業務範囲として別添資料9に一覧があるがそれ以外にはないと考えてよろしいか。                                                                                                                       | 施設についてはご理解のとおりですが、別添資料9の4頁の解体撤去範囲に示すように、アスファルト塗装の引き剥がし等も含まれます。                                      |

■官民対話共通及び第 2 回質問回答書（令和 7 年 3 月 6 日公表）

| No. | 書類名         | 頁        | 当該箇所 |      |     |     |    | 項目名                                     | 質問事項                                                                                                                                                                                                               | 質問回答                                                                                                                                  |
|-----|-------------|----------|------|------|-----|-----|----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |             |          | 1    | (1)  | (ア) | ア   | 資料 |                                         |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                       |
| 1.  | 公募設置等指針     | 13       | 1    | (10) | ②   |     |    | P-PFI 事業及び自主事業における施設の整備期間中における設置管理許可の期間 | 自主事業における飲食施設等の整備に必要な管理許可についても同様の扱いとするとありますが、“付与”とは有償か無償のどちらを捉えればよろしいでしょうか。※特定公園施設の引き渡しが終わっていない中（工事期間中）に設置管理許可及び占有料がかかるのか、お聞かせください。                                                                                 | 公募設置等指針 22 頁に記載のとおり自主事業に係る使用料も公募対象公園施設の使用料と同様に有料です。<br>工事期間中の使用料については、特定公園施設は全額減免ですが、公募対象公園施設及び自主事業は減免対象外です。                          |
| 2.  | 公募設置等指針     | 13       | 1    | (10) | ②   |     |    | P-PFI 事業及び自主事業における施設の整備期間中における設置管理許可の期間 | 供用開始前の整備期間中には、設置管理許可及び占有許可を付与するとあるが、無償という理解でよろしいでしょうか。有償の場合、営業中での工事となるため、工事期間が長くなることが予想される。免除、減免、特定期間(1 か月分)などの配慮をいただけませんか。                                                                                        | 工事期間中の使用料については、特定公園施設は全額減免ですが、公募対象公園施設及び自主事業は減免対象外です。                                                                                 |
| 3.  | 要求水準書       | 64<br>65 | 3    |      |     |     |    | 定期保守点検                                  | 定期保守点検(オ)を実施するにあたり、実績は非公開との回答でしたが、改めてお示しいただけないでしょうか。<br>理由…情報公開請求すれば公開事項になると考えられること。また動物園の設備は特殊で一般的でないことから公開いただきたい。                                                                                                | 第 1 次審査に関する質問回答に伴う貸与資料 No.9 の令和 5 年度における定期保守点検事業者一覧表に実績費用を追記しましたのでご確認ください。                                                            |
| 4.  | 様式 5-6、5-7  |          |      |      |     |     |    | 還元額                                     | 様式 5-7 の収入科目にある「公募対象公園施設、自主事業及び利便増進施設からの還元額」の原資について、様式 5-6 の営業費用に「特定公園施設の整備に要する費用への還元額」がありますが、営業費用に計上してよいのでしょうか。通常、公募対象施設や自主事業の利益還元というと、税引後当期利益の一部の還元とすることが多いです。そもそも指定管理業務の原資として、公募対象施設及び自主事業の費用に計上することは可能なのでしょうか。 | 税引後当期利益を特定公園施設に還元する場合には、提出いただく様式集を修正しご提出ください。                                                                                         |
| 5.  | 公募設置等指針     | 24       | 2    | (2)  | ⑤   |     |    | 物価変動の起算日                                | 金額の詳細は開示できないという事ですが、上限額の積見積り時期はいつでしょうか。その後の物価上昇、建設資材の高騰は反映されているのでしょうか。また、労務費も今後も上昇すると思いますがそちらについてもいかがでしょうか。                                                                                                        | 本事業における物価変動の起算日を「提案書提出時」から「入札公告日」に変更します。<br>※公募設置等指針 52 頁および建設譲渡契約書（案）4 頁の記載内容を訂正いたしました。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：52 頁は 53 頁に読み替えてください。    |
| 6.  | 公募設置等指針     | 24       | 2    | (2)  | ⑤   |     |    | 本市による整備費の負担                             | 提示された金額 980,362 千円は特定公園施設の設計費を含めた費用でしょうか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：980,362 千円は 1,211,331 千円に読み替えてください。                                                                                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                            |
| 7.  | 虹の架け橋解体撤去図書 | 2        |      |      |     |     |    | 施工要領参考図                                 | 解体撤去の処分費として、コンクリート殻や鋼部材は仮置き場までの運搬費用を見込めば良いか。また、鋼部材は鉛が溶出量試験で確認されているが塗装剥ぎ取りやクリーンルーム設置を考慮する必要があるか。                                                                                                                    | 撤去する橋梁部材と同時に、仮置き場に持ち込んだコンクリート殻は分別・撤去の後中間処分してください。<br>鋼部材の鉛を含んだ塗膜は剥ぎ取り不要であり、仮置き場に搬入された部材を市が引き継ぎ売り払いすることを予定していますので、仮置き場までの運搬のみ見込んでください。 |
| 8.  | 要求水準書       | 23       | 4    | (1)  | ウ   | (ア) |    | 観光案内所                                   | 無人案内所のイメージでよいか。                                                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                            |
| 9.  | 公募設置等指針     | 24       | 2    | (2)  | ⑤   |     |    | 整備費用                                    | 統括管理業務に関する費用は、当該特定公園施設等の整備費用の負担上限額 980,362 千円に含まれる認識でよろしいでし                                                                                                                                                        | 統括管理業務の実施内容や実施時期に応じて、特定公園施設等の整備費用または指定管理料に含んで提案してください。                                                                                |

| No. | 書類名           | 頁   | 当該箇所 |      |     |     |    | 項目名             | 質問事項                                                                                                         | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------|-----|------|------|-----|-----|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |               |     | 1    | (1)  | (ア) | ア   | 資料 |                 |                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     |               |     |      |      |     |     |    |                 | ようか。応募書類にて計上する様式および項目、欄をお示しください。<br>→令和7年9月11日：980,362千円は1,211,331千円に読み替えてください。                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10. | 要求水準書         | 58  | 2    | (2)  | ウ   |     |    | 職員の配置           | 動物に係るイベント時に指定管理者への誘導員の配置などの協力要請が記載されているが、その頻度や拘束時間（年間の時間数、人数）のイメージをお示しください。                                  | 地域の諸団体と連携しながらイベント等を実施する際に協力をお願いすることがあります。年に5回程度で、数人が2時間程度のものでしょうか、随時変更可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 11. | その他           |     |      |      |     |     |    | 様式への質問          | 今後、実際に様式に記入していく上で、様式の記入方法などの質問が出てきた場合、別途質問をする機会をいただくことは可能でしょうか。                                              | 公平性を保つ範囲の事務処理に関する質問は、事務局が適宜電話及びメールで対応いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 12. | 要求水準書         | 42  | 4    | (5)  | イ   | (イ) |    | 特定公園施設の施工責任者の配置 | 国家資格や実務経験等要件はありますか。                                                                                          | 本事業においては独自の要件を求めています。建設業法上の主任技術者や監理技術者と兼ねる場合には、建設業法で求められる資格等を考慮してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 13. | 要求水準書         | 49  | 第5   | 1    | (1) |     |    | 基本的事項           | 庁内 DX 化の動きについて現状や予定があればご教示されたい。                                                                              | 統合型GIS（ALANDIS+）を市役所庁内にて導入済みであり、動物園の施設や設備の台帳管理、整備・修繕記録の保存に活用する予定です。<br>また、現在、本市では、電子決裁やデータ連携によるペーパーレス化や、各種行政サービスにおけるキャッシュレス決裁の導入についても推進しています。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 14. | オーバーブリッジ予備設計書 | 2-4 | 2-1  | 2.2  | (1) |     |    | 橋台基礎            | A1 橋台付近はDg2 層を支持層としているが、基礎部の N 値は 23 程度である。道路橋示方書では N 値 30 以上を支持層とあり準拠していないと考えられるが詳細設計において橋台高さ及び形式変更の検討が必要か。 | <b>No4</b> ボーリングは橋台の背面に位置していますが、前後のボーリングを踏まえて設定した支持層は、現況の橋台位置では N 値 30 以上が確保されていると推定しています。<br>予備設計段階では、直接基礎を想定していますが、施工段階でも支持地盤は確認可能であり、万一、支持層想定部で十分な支持力が確認できない場合は、地盤改良や置換コンクリート等で対応が可能と考えています。このため、橋台高、形式の変更なく工事が実施できるものと考えています。                                                                                                                                                        |
| 15. | 公募設置等指針       | 16  | 1    | (10) | ⑨   |     |    | 公園施設等の管理運営      | 周辺駐車場施設の管理・運営を行うものとあるが、指定管理者の責任範囲で、現在、どのような管理内容と費用が発生しているのかお示しください。                                          | 土・日・祝日開園日、 <b>行楽・遠足シーズンの大型バス予約日</b> に駐車場各所に案内人員を業務委託により配置しています。年間を通しての繁忙期・閑散期の別、近隣公共施設のイベント開催状況等を勘案し、都度、配置人数等を決定しています。<br>令和7年度の暫定的な配置スケジュールを「質問資料 2-01_駐車場案内_R7 年度スケジュール」として貸与しますのでご確認ください。なお、こちらは参考資料という扱いですので、事業者提案により効果的・効率的な運用をしてください。<br>現状の具体的な運用としては、駐車場入口付近や交差点に案内人員を配置し、駐車場が埋まる北園駐車場→南園第2駐車場→文化会館駐車場→三田川駐車場→美術博物館・臨時駐車場の順番で、案内人も適宜移動しながら、自家用車による来園者を誘導しています。<br>→令和7年9月11日一部追記 |
| 16. | 公募設置等指針       | 29  | 3    | (3)  | ①   |     | 表  | 使用許可権限          | 営業を目的とする映画の撮影における CM 撮影など、夜間撮影や早朝からの準備などを考慮すると、220 円/時間は、安すぎると感じますが改定される可能性はないでしょうか。広報の                      | 条例で定められた金額であり、現時点での改定予定はありませんが、今後、最適な運用について事業者のご意見も頂戴しながら検討を進めていきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| No. | 書類名     | 頁  | 当該箇所 |      |     |     |    | 項目名          | 質問事項                                                                                                                        | 質問回答                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---------|----|------|------|-----|-----|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         |    | 1    | (1)  | (ア) | ア   | 資料 |              |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                      |
|     |         |    |      |      |     |     |    |              | 観点から施設の露出を高めたいですが、人件費等を考えると、著しく費用対効果が低いと感じます。他行政が管理される都市公園と比較しても極端に低額です。                                                    |                                                                                                                                                                                                                      |
| 17. | 要求水準書   | 48 | 8    |      |     |     |    | 南園ゲートのリニューアル | 令和9年度に予定されている南園入園ゲートのリニューアル工事期間の想定をお示してください。<br>また、その期間は南園からの入園は休止し、北園からの入園に限定されるのでしょうか。当該期間における入園ゲートの職員配置についてお考えをお示してください。 | 現時点で南エントランスゾーンの工事計画は以下の通りとしています。<br>令和7～8年度には、機関車広場及びゲート背後の既存築山周辺の造園工事を行い、令和8～9年度には、新たな入園ゲートの建築工事を行います。この間は、現在の南園入園口を使用します。その後、令和9～10年度には、新たな入園ゲートからの入園に切り替え、旧管理事務所を解体した後、南エントランス駐車場を整備する予定としています。<br>→令和7年9月11日一部追記 |
| 18. | 公募設置等指針 | 24 | 2    | (2)  | ⑤   |     |    | 整備費用         | 本工事は山口県と同様に月単位の週休二日工事（受注者希望型）の対象工事でしょうか。                                                                                    | 本事業では受注者希望型とします。                                                                                                                                                                                                     |
| 19. | 要求水準書   | 10 | 2    | (5)  |     |     |    | 地質状況         | 屋内休憩所直下のボーリング調査の予定はありますでしょうか。結果により必要な追加条件が加わった場合、工事費の増額は見込めますか。                                                             | 直営でのボーリング調査予定はありません。土地の契約不適合責任はPark-PFIに関する実施協定書（案）第12条に則ります。                                                                                                                                                        |
| 20. | 公募設置等指針 | 12 | 1    | (9)  |     |     |    | 費用負担及び役割分担   | ※4週1回程度の開催を予定している連絡・調整の場は、定期的に休園日に実施する予定であれば、お示してください。（シフト計画のため）                                                            | 現在、動物園内の連絡調整会議は、開園日である土曜日に実施しています。事業者を交えての調整については、着手後に改めて協議により決定しますが、現在は開園日の開催を予定しています。                                                                                                                              |
| 21. | 公募設置等指針 | 13 | 1    | (10) | ⑤   |     |    | 指定管理期間       | 21年間とあるが、基本協定更新年度について、お示してください。※5年+5年+5年+5年+1年、3年×7回など                                                                      | 基本協定書（案）の第12条のとおり、基本協定の有効期間は協定締結日から事業期間の末日までとし、更新予定はありません。                                                                                                                                                           |
| 22. | 公募設置等指針 | 29 | 3    | (3)  | ①   |     | 表  | 使用許可権限       | 営業を目的とする写真の撮影における金額、常時660円/台・月と臨時110円/台・月の考え方について、毎日、持ち帰り撮影するなら1ヶ月110円という理解となるのでしょうか。臨時110円/台・回でなく、/台・月の単位で正しいのでしょうか。       | 毎日持ち帰るのであれば、1日につき110円です。<br>常時660円は、定点カメラなど固定したカメラの設置を想定しています。                                                                                                                                                       |
| 23. | 要求水準書   | 17 | 2    | (1)  | ア   | (ア) |    | 責任者の配置       | 公募対象公園施設を自然学習館内に整備する場合は、設計および施工は内装工事が主要になると考えられますが、この場合でも設計及び施工責任者は一級建築士の資格が必要になりますでしょうか。                                   | 必要となります。                                                                                                                                                                                                             |
| 24. | 要求水準書   | 17 | 2    | (1)  | ア   | (ア) |    | 責任者の配置       | Park-PFIに関する実施協定書（案）では、公募対象公園施設の設計責任者と施工責任者を別に配置する必要があるように読み取れますが、これらは一人が両方を担うことも可能でしょうか。                                   | 建設業法上等で問題がない場合には、公募対象公園施設の設計責任者と施工責任者の兼務可能です。                                                                                                                                                                        |
| 25. | 要求水準書   | 18 | 2    | (1)  | ウ   | ④   | —  | 自動販売機        | <del>屋内休憩所内における自動販売機の設置管理料額はいくらになりますでしょうか。</del>                                                                            | <del>自動販売機の使用料は公募設置等指針の22頁(1,074円/㎡・年)とは別の使用料となります。既に園内に設置している自動販売機の使用料は、売上の30%程度であることから、その値を目安に事業者提案書を踏まえて、選定後に協議により決定します。</del>                                                                                    |
| 26. | 要求水準書   | 14 | 5    | (2)  | ⑥   |     |    |              | ここに記載されているマネジメント支援システムとはどのようなシステムを想定されていますでしょうか。                                                                            | クラウド上でデータ共有や共同編集可能なシステムを想定しています。                                                                                                                                                                                     |
| 27. | 様式集     | 1  | 第1   | 3    | ①   |     |    | 留意事項         | 正本・副本とも構成法人の名称が類推できるような記載を行わないものと記載がありますが、協力企業や関心表明企業の名称については記載してもよいという認識で間違いございま                                           | 協力法人や関心表明企業の名称は提案書に記載しても問題ありません。                                                                                                                                                                                     |

| No. | 書類名              | 頁   | 当該箇所 |      |     |   |    | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                     | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------|-----|------|------|-----|---|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                  |     | 1    | (1)  | (ア) | ア | 資料 |                 |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|     |                  |     |      |      |     |   |    |                 | せんでしょうか。<br>もし記載できない場合、「様式 5-5・様式 5-9」などはどのようにすればよろしいでしょうか。                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 28. | 様式集              |     |      |      |     |   |    | 様式 5 様式 6<br>表紙 | 「※2 正本の場合は「グループ名」を、副本の場合は「受付番号等」を記載すること」と記載がありますが、グループ名は代表企業名、受付番号はプロポーザル参加資格審査結果通知書に記載のグループ名（アルファベット 1 文字）という認識で間違いございませんでしょうか。         | グループ名は代表法人名の一部を引用し任意に設定してください。<br>受付番号についてはご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 29. | 様式集              | 6   | 第 2  | 5    | (4) |   |    | 提出方法            | 様式 4 の提出方法の指定は記載されていませんが、ファイルなどに綴じなくてもよいという認識で間違いございませんでしょうか。                                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 30. | 様式集              |     |      |      |     |   |    | 様式 4-1 ・ 4-2    | 当該様式は代表法人のみの提出でよろしいでしょうか。                                                                                                                | ご理解のとおりですが、様式 2-3 で委任状を提出していただいていることから、認定計画提出者となった場合には、各構成法人等は連帯して責任を負います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 31. | 様式 5-6、<br>5-7   |     |      |      |     |   |    | 法人税             | 法人税率は、一般的な 23. 2%での算出で良いでしょうか。                                                                                                           | 普通法人の場合にはご理解のとおりですが、一部法人形態により法人税率が変わりますので、各社の法人形態に基づいてご設定ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 32. | 実施協定書（案）         | 15  | 51 条 |      |     |   |    | 原状回復            | 公募対象公園施設の原状回復について、市との協議のもと市側が承認すれば、設置物の一部を残置することは可能でしょうか。                                                                                | 公募設置等指針の 13 頁のとおり、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 33. | 指定管理業務に関する協定書（案） | 6 章 |      |      |     |   |    | インセンティブ         | 公募設置等指針 P. 51 に記載のあるインセンティブについて、指定管理業務に関する協定書（案）に記載がありません。契約段階に改めて追記されるという認識でよろしいでしょうか。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：P51 は 51 頁及び 52 頁に読み替えてください。 | 追記予定はありませんが、協議により追記することは可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 34. | 公募設置等指針          | 16  | 1    | (12) | ②   |   |    | ネーミングライツ        | ネーミングライツの募集時期についていつ頃を想定しているのでしょうか。                                                                                                       | 現在、明確な時期を決めていませんが、リニューアル整備も 5 割に到達しており、整備完了施設から順次募集等開始することが想定されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 35. | 公募設置等指針          | 1   | 1    | (1)  |     |   |    | 事業の目的           | 休憩所のイメージについて、参考にされた施設など市がお持ちのイメージをお聞かせください。                                                                                              | 屋内休憩所のデザインのイメージは、動物園の基本計画や、別途貸与済みのサインデザイン計画、色彩計画をご覧いただき、併設するオーバブリッジとの調和も保ちながら、柔軟な提案を期待しています。<br>一方、機能面でのイメージは、本事業の整備水準でも求めており、併せて基本計画においても、以下のとおり公表しています。<br>・来園者数や天候状況等に応じて、座席配置や空間を柔軟に座席以外の用途に転用し、年間を通じて来園者の満足度を高める施設とする。<br>・隣接するキリンなどの動物を見ながら食事ができるような動物園ならではの魅力ある施設とする。<br>・飲食施設の形式としては、豊富なメニューを自由に選択し、手軽に利用が可能なフードコート形式を想定する。<br>・ピーク時の屋外座席対応や広場ゾーンでの キッチンカー対応等に対応できる柔軟な運営形態を有した整備を行う。 |

| No. | 書類名           | 頁   | 当該箇所  |       |     |     |    | 項目名             | 質問事項                                                                                                            | 質問回答                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|---------------|-----|-------|-------|-----|-----|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |               |     | 1     | (1)   | (ア) | ア   | 資料 |                 |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |
|     |               |     |       |       |     |     |    |                 |                                                                                                                 | これに加えて、当該施設が、動物園の新たな目玉として、入園者の憩いの場や新たなイベントを生み出すような施設として機能することを大いに期待しています。<br>動物園が抱いている、悪天候時（寒暑・風雨雪）の入園者数の伸び悩みを打開することのみならず、子育て支援、レジャー、アクティビティにおいても徳山駅周辺の中心市街地の新たな拠点となるような施設を官民連携により目指したいところです。                                   |
| 36. | その他           |     |       |       |     |     |    | 目玉となる動物         | 動物園リニューアル事業にて現時点で予定されている、今後導入予定の動物のうち、集客の目玉となる動物をお示ください。                                                        | 令和7年度以降、令和14年度までのリニューアル整備の進捗に併せて新たに導入する動物については、トラ・キリン・カバ・フラミンゴ・トナカイ・ナベヅル・ツキノワグマ・オオカミ・ハイエナその他里の小動物や熱帯鳥類となります。<br>新たな動物種の導入の際には、イベント等実施することもありますので、入園者増への効果が大きいと期待されるものと考えています。                                                   |
| 37. | オーバーブリッジ予備設計書 | 3-6 | 3.2.1 |       |     |     |    | 上部工架設方法         | 上部工架設において、市道夜間一時通行止めと北園側架設時における作業時間の制約がございましたらご教示願います。<br>また園内での昼間作業全般における制約事項がございましたらご教示願います。                  | 動物園として夜間作業時間の制約はありません。跨道する市道の通行者や近隣住民への影響がありますので、道路管理者・交通管理及び周辺自治会を始めとする関係者と調整のうえ、作業時間を適切に定めた上で夜間作業を実施してください。<br>昼間作業全般における事項としましては、騒音規制第2種及び振動規制第1種区域となる点に留意いただき、開園しながらの作業であるため、来園者や動物の安全に支障がないよう動物園にも適宜作業工程を共有しながら作業を行ってください。 |
| 38. | 要求水準書         | 10  | 第2    | 2     | (5) |     |    | 地質状況            | 地質調査について A1 橋台背面擁壁部等において追加調査を考えている。なお、既存別添資料 17 に地質調査結果が示されているが、この地質調査において橋梁基礎設計に必要な土質試験など必要な試験は実施されていると考えてよいか。 | 本業務で実施した調査ボーリング 1 本と既往の調査結果を踏まえて、設計に必要な地盤定数は設定しています。必要に応じて追加調査で確認してください。                                                                                                                                                        |
| 39. | 要求水準書         | 24  | 4     | (1)   | ウ   | (ウ) |    | 樹木・植栽           | 現状の徳山動物園に植栽されている中高木の資料があれば参考にしたいのでご提示いただきたい。                                                                    | 平成 25 年以降リニューアル整備したエリア及び既存エリア毎に植栽平面図を「質問資料 2-02_既存樹木位置図」として貸与します。<br>過年度の資料であり、現地と相違する部分もありますので、詳細については十分な現地踏査をお願いします。                                                                                                          |
| 40. | 要求水準書         | 26  | 4     | (1)   | ウ   | (ウ) |    | その他公園施設<br>仮設園路 | 仮設園路の表面仕上げについて、これまでのリニューアル工事において事例があれば提示していただきたい。                                                               | これまでのリニューアル事業における仮設園路は、来園者が通行するにあたって水溜まり等発生しないよう一般的なアスファルト舗装により平坦性を確保した仕上げとしています。                                                                                                                                               |
| 41. | 要求水準書         | 38  | 4     | (2)   | オ   | (イ) |    | 近隣調整業務          | これまでのリニューアル工事で近隣住民の苦情発生状況について整理された資料があればご教示いただきたいです。                                                            | 資料として整理しているものではありませんが、事例として、終日コンクリート構造物取り壊しを実施した際や、園内での作業を早朝や夜間時間外に実施した際の騒音について、また、出入口付近で沿線市道に工事用車両が待機し、通行車両に影響を与えた際に近隣住民等からご意見をいただいた経験があります。                                                                                   |
| 42. | オーバーブリッジ予備設計書 | 2-4 | 2-1   | 2.2.2 |     |     |    | A1 橋台背面擁壁工      | 現行の計画では重力式擁壁が採用されておりますが、他の形式との比較検討や設計計算が確認できません。他にも検討資料があると考えてよろしいでしょうか。                                        | 橋台背面の擁壁構造は直壁としており、その中でも明らかに経済的な重力式擁壁を採用したため、他工法との比較検討は実施していません。地盤定数等と条件の変更により、構造変更の必要が生じた場合は、本事業で実施する詳細設計内で比較検討願います。                                                                                                            |

| No.            | 書類名              | 頁             | 当該箇所           |                |                |              |              | 項目名               | 質問事項                                                                                                                                                             | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                  |               | 1              | (1)            | (ア)            | ア            | 資料           |                   |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 43.            | 要求水準書            | 22            | 4              | (1)            | ウ              | (ア)          |              | 屋内休憩所             | 建築面積について記述がありますが、都市公園法上の面積について問題ないことを確認済でしょうか。                                                                                                                   | 都市公園法上の建ぺい率は確認済です。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 44.            | 要求水準書            | 30            | 4              | (2)            | エ              | (ア)          |              | 事前調査業務            | 現況調査についての記述がありますが、市より提供されるものはありますか。また、調査実施の場合、設計者の負担となるのでしょうか。                                                                                                   | 市が実施済みの各種調査については、要求水準書の別添資料のとおり提供済みですが、他に提供すべき資料がありましたら事業着手後に提供します。<br>各種調査等の費用は、Park-PFI に関する実施協定書（案）の第11条のとおり、基本的には認定計画提出者の負担です。                                                                                                                                                              |
| 45.            | 要求水準書            | 31            | 4              | (2)            | エ              | (イ)          |              | 設計業務              | 設計変更については要求期限を設けさせて頂くことは可能でしょうか。                                                                                                                                 | 選定後の協議事項とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 46.            | 別添資料09           |               |                |                |                |              |              | 解体建築物             | 図面なきあるいは、図面と現状が違う解体建築物については、実測費用を見込んで設計することによろしいでしょうか。                                                                                                           | 費用や工期等のバランスを考慮して、提案事項としてください。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 47.            | 別添資料03           |               |                |                |                |              |              | 管理通路              | 南園北側、管理通路 3Mおよび、門扉（管理用出入口）の位置が青線にて示されているが、これらの位置については決定として計画をするべきでしょうか。<br>また、管理用通路の整備については今回の対象外とし、門扉については対象と考えてよろしいでしょうか。                                      | 現時点では、管理通路は記載している位置にて決定しています。本事業で提案いただく計画や隣接パドックの配置等を勘案し、協議のうえ、門扉位置を追加や変更は可能です。当該管理用通路の整備は、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                           |
| 48.            | 様式集              |               |                |                |                |              |              | 舗装・インフラ計画図        | 舗装材のゾーニング計画と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                        | 舗装材や造成、供給処理設備が分かる図面です。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 49.            | 様式集              |               |                |                |                |              |              | 様式 5-6、5-7 記載要領   | 様式集には Excel とは別に「様式 5-6～5-7」の Word データ様式がございます。こちらの記載要領には枚数制限が記載されておりませんが、任意の枚数で提出が可能なのでしょうか。<br>または、Excel 様式と同じく、様式 5-6 で 1 枚、様式 5-7 で 1 枚の計 2 枚までが提出可能なのでしょうか。 | 任意枚数でご提出ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <del>50.</del> | <del>様式集</del>   | <del>5</del>  | <del>第 2</del> | <del>5</del>   | <del>(2)</del> | <del>—</del> | <del>—</del> | <del>様式 6-6</del> | <del>様式 6-6 が抜け落ちていますが、提出しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。</del>                                                                                                           | <del>様式番号のズレがありましたので、様式 6-6 については提出無しで問題ありません。申し訳ございませんでした。</del>                                                                                                                                                                                                                               |
| 51.            | 要求水準書            | 50            | 1              | (2)            | イ              | ②            |              | 職員の座席             | 前回の質問回答 No56 にて共用の休憩室があると回答いただいておりますが、この休憩室を含む管理事務所の平面図をお示しください。                                                                                                 | 「質問資料 2ー03_管理事務所平面図」として南園に建設中である管理事務所の平面図を貸与します。事務所 2 階に園内従事者共同利用の休憩室を配置しています。                                                                                                                                                                                                                  |
| <del>52.</del> | <del>要求水準書</del> | <del>18</del> | <del>2</del>   | <del>(1)</del> | <del>ウ</del>   | <del>④</del> | <del>—</del> | <del>自動販売機</del>  | <del>屋内休憩所以外での自動販売機の設置の予定はありますでしょうか。また、それら屋内休憩所以外の自動販売機の管理運営業務を将来的に指定管理者に委託する可能性はありますでしょうか。</del>                                                                | <del>屋内休憩所以外の自動販売機の設置については、公募により設置事業者の募集を行い、令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月末までの 3 年間、敷地内に 11 台の設置を予定しています。リニューアル工事の進捗によっては、新たな場所への増設も検討しています。自動販売機の設置については、動物園管理運営費用の財源確保のために行っているところです。市にとって現状と同等またはそれ以上の財源確保や歳出コストの削減につながる方策を指定管理者から提案いただければ、協議により委託する可能性はありますが、現時点で方針について未確定、未調整であるためお答えできません。</del> |
| 53.            | 要求水準書            | 22            | 4              | ウ              | (ア)            |              |              | 機械警備              | 自主事業で建設する屋内休憩所の機械警備は夜間管理員が常駐するため不要と考えますが、必要になりますか。                                                                                                               | 夜間管理員の巡回により屋内休憩所の機械警備が不要だと提案する場合には機械警備は不要ですが、 <b>売上金や指定管理者が有する備品、商品などについては、指定管理者で責任を持って管理いただくようお願いいたします。</b> 自然学習館では機械警備は設置していません。                                                                                                                                                              |

| No. | 書類名             | 頁  | 当該箇所 |     |     |   |    | 項目名          | 質問事項                                                                                                                                                       | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|-----------------|----|------|-----|-----|---|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                 |    | 1    | (1) | (ア) | ア | 資料 |              |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|     |                 |    |      |     |     |   |    |              |                                                                                                                                                            | →令和7年9月11日一部追記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 54. | 要求水準書           | 64 | (1)  | ア   | (イ) |   |    | 建築基準法第12条点検  | 施設名にある7施設のうち、ふれあい舎（2016年）自然学習館（2017年）スリランカゾウ舎（2018年）、管理事務所（2024年予定）の点検業者をご教示いただけますか。また屋内休憩所は指定管理者で判断しますが、草食獣舎、里のいきもの館の2施設について、見積を作成するのに必要な資料をご教示頂けないでしょうか。 | 「質問資料2-09_12条点検資料」をご参照ください。<br>管理事務所は工事完了前であり点検実績はございません。また、草食獣舎及び里の生き物館は設計未了であるため、今後の実施設計等により仕様に変更が生じた場合には、協議のうえ内容変更について対応します。                                                                                                                                                                                                           |
| 55. | 要求水準書           | 64 | (1)  | ア   | (ウ) |   |    | 徳山動物園内設備点検   | 点検項目、点検報告はどのようにお考えでしょうか。報告書のフォーマットをご教示いただけないでしょうか。                                                                                                         | リニューアル済み施設ではなく、従来施設・設備の安全点検を行うもので、令和6年度には合計20箇所の点検を実施しています。点検項目について、「質問資料2-04_点検表」として園内施設点検表・報告書を貸与しますので内容をご確認ください。なお、当点検では、報告時に総括報告に併せて現状写真を添付していただいています。                                                                                                                                                                                |
| 56. | 要求水準書           | 65 | (1)  | ア   | (オ) |   |    | 定期保守点検       | 協議により決定する維持管理は指定管理料に含まれるとの認識ですが、概算金額を算出するために必要な資料をご教示頂けないでしょうか。                                                                                            | 当表にて「協議により決定」とお示ししている保守点検類は、現状、職員による直営点検やボランティアスタッフによる点検を想定しているものであり、外部委託を行っていないため、お示しする資料がありません。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 57. | 要求水準書<br>別添資料30 | 69 | (5)  | ア   |     |   |    | 誘導・案内人員      | 入園者が1日何人を超えたときに誘導・案内用の人員を確保されていましたが。また臨時で何名手配されていましたが。既存の運用方法を参考までにご教示ください。                                                                                | 土・日・祝日開園日に駐車場各所に案内人員を業務委託により配置しています。年間を通しての繁忙期・閑散期の別、近隣公共施設のイベント開催状況等を勘案し、都度、配置人数等を決定しています。なお、こちらは参考資料という扱いですので、事業者提案により効果的・効率的な運用をしてください。<br>令和7年度の暫定的な配置スケジュールを「質問資料2-01_駐車場案内_R7年度スケジュール」として貸与しますのでご確認ください。<br>現状の具体的な運用としては、駐車場入口付近や交差点に案内人員を配置し、駐車場が埋まる北園駐車場→南園第2駐車場→文化会館駐車場→三田川駐車場→美術博物館・臨時駐車場の順番で、案内人も適宜移動しながら、自家用車による来園者を誘導しています。 |
| 58. | 要求水準書           | 71 | (6)  | ア   |     |   |    | 樹木リスト        | 植栽管理を行う高木・低木・特殊樹木・地被類等の本数など詳細が分かる資料をご教示頂けないでしょうか。                                                                                                          | 平成25年以降リニューアル整備したエリア及び既存エリア毎に植栽平面図を「質問資料2-02_既存樹木位置図」として貸与します。<br>過年度の資料であり、現地と相違する部分もありますので、詳細については十分な現地踏査をお願いします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 59. | 別添資料7           | 4  | ③    |     |     |   |    | インターネットの引き込み | 自然学習館内の市民活動ルーム内に指定管理者がインターネット回線を引き込むことは可能でしょうか。                                                                                                            | 可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 60. | No.9 定期保守点検業者   |    |      |     |     |   |    | 定期保守点検       | R5事業者該当なしとの記載がありますが、業者名を公表できないようであれば概算金額を算出するために必要な資料をご教示頂けないでしょうか。                                                                                        | 当表にてお示ししている保守点検のうち「該当無し」と記載しているものは、職員による直営点検やボランティアスタッフによる点検及び令和7年度以降の点検予定を想定しているものであり、現状外部委託を行っていないため、本市からお示しする資料はありません。事業者による点検作業に対して、直営・外注の別を指定することはありませんので、適宜ご判断の上費用を見込んでく                                                                                                                                                            |

| No. | 書類名                  | 頁            | 当該箇所         |            |     |     |    | 項目名                           | 質問事項                                                                                                                                                                                         | 質問回答                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------|--------------|--------------|------------|-----|-----|----|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                      |              | 1            | (1)        | (ア) | ア   | 資料 |                               |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                             |
|     |                      |              |              |            |     |     |    |                               |                                                                                                                                                                                              | ださい。                                                                                                                                                                                        |
| 61. | N039 廃棄物処理           |              |              |            |     |     |    | 可燃ごみ<br>粗大ごみ                  | 恋路クリーンセンターを委託先で処理されていますが、過去10年分の排出量、廃棄金額(可燃ごみ、粗大ごみを別々)をご教示ください。<br>※問合せしました所、可燃ごみ、粗大ごみの廃棄費用が異なるため、御市に問合せをしてくださいと言われました。                                                                      | 「質問資料 2-05_年度別ゴミ搬出実績」にて令和5年度分の廃棄費用をお示ししますので、ご確認下さい。                                                                                                                                         |
| 62. | N039 廃棄物処理           |              |              |            |     |     |    | 可燃ごみ<br>粗大ごみ                  | 週2～3回(1回あたり平均700kg)、処理施設へ搬出されている内容で、廃棄するための車は御市から貸出となりますか。またその場合、車種をご教示ください。                                                                                                                 | 令和13年3月9日までリース契約をしている車両(トヨタのダイナ2.0tonシリーズ)を使用いただく予定です。                                                                                                                                      |
| 63. | N039 廃棄物処理           |              |              |            |     |     |    | 資源ごみ                          | 月に1～2回の頻度で周南総合リサイクルを委託先で処理されていますが、過去10年分の排出量をご教示ください。また資源ごみを集積して保管する場所はどちらになりますか。                                                                                                            | 「質問資料 2-05_年度別ゴミ搬出実績」にて令和元年より5年間の実績表をお示ししますのでご確認下さい。<br>資源ごみの一時保管場所は管理ゾーン内に令和6年度末に完成予定のごみ置き場に集積保管いたします。                                                                                     |
| 64. | N039 廃棄物処理           |              |              |            |     |     |    | 廃プラごみ                         | 2か月に1回の頻度で周南総合リサイクルを委託先で処理されていますが、過去10年分の排出量、廃棄金額をご教示ください。また廃プラごみを集積して保管する場所はどちらになりますか。R5排出量は860kgとあり、約150kgを保管されているという認識でよろしかったでしょうか。                                                       | 「質問資料 2-05_年度別ゴミ搬出実績」にて令和元年より5年間の実績表をお示ししますのでご確認下さい。<br>廃プラごみの一時保管場所は管理ゾーン内に令和6年度末に完成予定のごみ置き場に集積保管いたします。管理ゾーンのごみ置き場内で十分保管可能な排出量と想定しています。                                                    |
| 65. | N039 廃棄物処理           |              |              |            |     |     |    | 可燃ごみ<br>粗大ごみ<br>資源ごみ<br>廃プラごみ | こちらのごみは指定管理者にて搬出する必要があると認識していますが、この作業は現在、何名で対応されていますか。                                                                                                                                       | 積込作業は3名程度で対応し、運搬搬出はそのうちの2名で対応しています。                                                                                                                                                         |
| 66. | 様式 5-9               |              |              |            |     |     |    | 関心表明書<br>(LOI)                | 提案書に添える関心表明書で、競合するグループ双方で提出された場合、または1グループのみで提出された場合、そのグループが御市から選定されなかった時、提出をされた関係先は活動を制限されることはありますか。                                                                                         | 活動を制限することはありません。                                                                                                                                                                            |
| 67. | 公募設置等指針<br><br>要求水準書 | 31<br><br>66 | (4)<br><br>3 | ③<br><br>ア | (2) | ア   | ②  | 修繕費                           | 物品修繕費、施設修繕費の年間総額:320万円(税込)を基準額とし、30万を超える場合又は指定管理者の負担する修繕費用が事業計画の予算を超える場合、御市と協議しどちらが負担するか決めるとありますが、具体的にどういったものが御市の負担になりますか。<br>例えば、新設する飲食棟のEV、既存建物内にあるボイラーや空調機、冷蔵庫、給湯器等の本体の取替の場合などがあたるのでしょうか。 | 基本的には1件あたり30万円以下(消費税及び地方消費税を含む。)の比較的小規模な修繕は指定管理者による実施としています。本市の負担はご記載いただいているような内容も含めて想定されますが、小規模な修繕の場合には指定管理者による実施とします。大規模修繕については第1回質問回答書 No. 38 をご確認ください。                                  |
| 68. | 実施要領                 | 3            | 2            | (4)        |     |     |    | 事業期間                          | 図にて示された事業期間について、特定公園施設の「屋内休憩所・他公園施設」の工事の開始がオーバブリッジの施工期間と大幅に重複しております。特定公園施設の「屋内休憩所・他公園施設」の工事の開始をオーバブリッジ施工完了の時期に後ろ倒しする事は可能でしょうか。また、施工完了も併せて後ろ倒しにする事が可能でしょうか。                                   | <del>期間内の施工順序の変更等は可能ですが、施工完了の時期を後ろ倒すことはできません。令和7年度末までに動物の移動を完了予定であることから、令和8年度からの解体撤去の着工は可能です。</del><br>→令和7年9月11日:動物の移動が完了した箇所は、随時解体撤去が可能です。解体撤去の詳細な順序は協議のうえ決定し、解体撤去順序をもとに、市が動物の移動計画を検討します。 |
| 69. | 要求水準書                | 17           | 2            | (1)        | ア   | (ア) |    | 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置         | 一級建築士の資格を有する設計及び施工責任者は兼務が可能ですでしょうか。また、その施工は(イ)に記載している施工担当者が一級(二級)建築施工管理技士などの資格者を配置する事                                                                                                        | 建設業法上等で問題がない場合には兼務可能です。<br>施工担当者は本事業における資格は制限しておりませんので、建設業法上等で必要となる資格者を配置してください。なお、資格                                                                                                       |

| No. | 書類名                   | 頁                     | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名                   | 質問事項                                                                                                                                                             | 質問回答                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------|-----------------------|------|-----|-----|-----|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                       |                       | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |                       |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                  |
|     |                       |                       |      |     |     |     |    |                       | でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | 保有者を積極的に配置していただく場合には評価基準書の実施体制等の評価に反映します。                                                                                                                        |
| 70. | 要求水準書                 | 17                    | 2    | (1) | ア   | (ア) |    | 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置 | 公募対象施設の設計担当者は、公募対象公園施設の設計責任者と兼務は可能でしょうか。                                                                                                                         | 公募対象施設の設計担当者と公募対象公園施設の設計責任者の兼務は不可です。                                                                                                                             |
| 71. | 別添資料 12_オーバーブリッジ予備設計書 | 51<br>518<br>523<br>等 |      |     |     |     |    | 概算工程表ほか               | 幅員 4.5m の場合、単一断面では輸送限界を満足しないので、断面内に縦継手を設け、分割輸送する必要があります。その場合、現地での溶接工程が追加され大幅なコストアップとなりますが、現在の概略工費および全体工程ではこれらも考慮されていますでしょうか。<br>また、考慮されていない場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか。 | 予備設計ではあくまでも橋種選定を主目的にしているため、現場継手の形式、ブロック割まで想定しておりません。概算工費、工程の範囲の中で調整可能なものと考えております。                                                                                |
| 72. | 別添資料 12_オーバーブリッジ予備設計書 |                       |      |     |     |     |    | 現場継手形式                | 箱桁の現場継手は、フランジ・ウェブは溶接、箱内の縦リブはボルト連結を想定されていますでしょうか。                                                                                                                 | 現場継手形式は詳細設計での検討事項と考えております。                                                                                                                                       |
| 73. | 別添資料 12_オーバーブリッジ予備設計書 | 181                   |      |     |     |     |    | 橋梁工程                  | 別添資料 12_オーバーブリッジ予備設計書 P.5-123 の工数算定要素集計表について。鋼材数量集計表のなかで、大型材片が 6 個であることや総部材数が 3 個であることなど、明らかに実態と異なる点が見受けられますが、これらを根拠として概略工費を算出していると考えてよろしいでしょうか。                 | 計算書内の材片数についてはご指摘の通り誤りがあります。ただし、概算工費の製作工数は横断歩道橋製作費の歩掛を使用しているため、材片数は使用しておらず、概算工費自体の変更はありません。                                                                       |
| 74. | 要求水準書                 | 17                    | 2    | (1) | (ア) |     |    | 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置 | 公募対象公園施設の設計責任者、施工責任者は常駐が必要でしょうか。                                                                                                                                 | 常駐義務はありません。                                                                                                                                                      |
| 75. | 要求水準書                 | 36                    | 4    | (4) | イ   | ア   |    | 特定公園施設の施工責任者の配置       | 特定公園施設の設計責任者、施工責任者は常駐が必要でしょうか。                                                                                                                                   | 常駐の必要はありません。施工責任者が建設業法上の監理技術者や主任技術者を兼ねる場合には、専任が必要です。                                                                                                             |
| 76. | 要求水準書                 | 17                    | 1    | (ア) |     |     |    | 保険への加入                | 「建設工事・解体工事期間中、自らの負担により保険に加入すること。」の保険とは具体的にどのような保険でしょうか。                                                                                                          | 第 3 者賠償責任保険等を想定していますが、想定されるリスクに対応可能な保険に加入してください。                                                                                                                 |
| 77. | 別添資料 13_北園造成図         |                       |      |     |     |     |    | 北園土工整備                | 北園土工整備の施工範囲が不明瞭です。施工範囲、数量についてお示し下さい。                                                                                                                             | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>なお、本修正による提案上限額の修正はありません。<br>事業着手後、現地精査や実施設計の進捗により、計画変更が必要となる場合は、協議により事業内容を変更いたします。     |
| 78. | 【金抜き設計書】北園土工整備        |                       |      |     |     |     |    | 北園土工整備                | 園路機能に不要な数量は対象外と考えてよろしいでしょうか。（例：給水設備工、排水構造物工（汚水）、電気設備工、他）                                                                                                         | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>当該範囲は、市にて実施設計を完了していますが、オーバーブリッジからの新設園路を既存園路接続させ、かつ将来施工時に掘り返し等手戻りが生じないための地中埋設物等構造物は必須の整 |

| No.            | 書類名                             | 頁            | 当該箇所         |                |     |   |    | 項目名                   | 質問事項                                                                                                                                                                                  | 質問回答                                                                                                                                                                                     |
|----------------|---------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----|---|----|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                 |              | 1            | (1)            | (ア) | ア | 資料 |                       |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                          |
|                |                                 |              |              |                |     |   |    |                       |                                                                                                                                                                                       | 備対象としています。                                                                                                                                                                               |
| 79.            | 北園土工整備図面01                      |              |              |                |     |   |    | 北園土工整備                | 園路の線形、高さ、構造等示されていますが、変更は可能と考えてよろしいでしょうか。(道路土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、排水構造物工、柵工、仮設工、他)                                                                                                    | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>移動円滑化基準及び将来の獣舎や公園施設の建設計画、修景機能を満足し、かつグレードを低下させない範囲での変更は認めますが、将来計画に影響が出る、もしくは機能面や修景面における低下が見込まれる場合には、変更を認められません。 |
| 80.            | 別添資料 11_園外園路方針                  | 1            |              |                |     |   |    | 支 障 物 について<br>(電柱、電線) | 園外園路の施工範囲に電柱、電線がありあますが、撤去または移設の協議および費用はどのようにお考えでしょうか。                                                                                                                                 | 本市にて、占用事業者との費用負担を含めた協議を開始しています。移設後の再移設等が発生しないよう、事業者選定後に移転配置計画に対するご意見はいただきますが、移転等に費用負担が生じる場合は、本市により対応いたします。                                                                               |
| 81.            | 別添資料 12_オーバブリッジ予備設計書            | 8-4          | 8            | 8-1            | 12) |   |    | 支 障 物 について<br>(電柱、電線) | オーバブリッジ施工および虹の架け橋解体の支障となる電柱、電線の撤去または移設が必要となると思われますが、協議および費用はどのようにお考えでしょうか。                                                                                                            | 本市にて、占用事業者との費用負担を含めた協議を開始しています。移設後の再移設等が発生しないよう、事業者選定後に移転配置計画に対するご意見はいただきますが、移転等に費用負担が生じる場合は、本市により対応いたします                                                                                |
| <del>82.</del> | <del>公告</del>                   | <del>2</del> | <del>1</del> | <del>(3)</del> |     |   |    | <del>虹の架け橋解体撤去</del>  | <del>虹の架け橋解体撤去は特定公園施設の供用開始の令和 10 年(2028 年) 4 月以降も可能でしょうか。</del>                                                                                                                       | <del>本事業では、令和 9 年度末までの解体撤去としてご提案ください。</del>                                                                                                                                              |
| 83.            | 【金抜き設計書】北園土工整備                  | 12           |              |                |     |   |    | 残土処理について              | 数量の計上を見ると盛土材料が不足しているように思われますが、残土処理工に土砂等運搬 2,800m3 が計上されています。いかなる理由によるもののでしょうか。また、土量配分表をお示し下さい。                                                                                        | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>当初資料で残土処理と表記していたものは、搬入土砂の運搬作業に相当するものであり、誤謬でした。申し訳ございませんでした。                                                    |
| 84.            | 【金抜き設計書】北園土工整備                  |              |              |                |     |   |    | 数量について                | 【金抜き設計書】に未計上の項目は対象外または変更対象と考えてよろしいでしょうか。(例:擁壁-1、コマ基礎ブロック、排水構造物工(雨水)3号人孔等)                                                                                                             | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>ご質問において事例提示いただいた構造物は全て本事業での施工対象外となります。                                                                         |
| 85.            | 【金抜き設計書】北園土工整備                  |              |              |                |     |   |    | 防根シートについて             | 防根シートに関する図面及び規格をお示しください。                                                                                                                                                              | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>構造図や要求したい規格を追加しています。                                                                                           |
| <del>86.</del> | <del>別添資料 12_オーバブリッジ予備設計書</del> |              |              |                |     |   |    | <del>工程について</del>     | <del>橋梁予備設計の中にあります施工計画の工程計画にはオーバブリッジの施工だけで約 15 カ月見込まれています。また、完成後の既設橋梁撤去についても約 6 カ月の工事期間を見込まれています。橋梁工事だけで約 2 年の期間を必要とされているのに、建築を含めた公園整備を含めると、設定されている工事期間が短すぎると考えますが、いかがお考えでしょうか。</del> | <del>オーバブリッジの施工期間と一部並行して、その他公園施設の及び屋内休憩所の施工、虹の架け橋の解体撤去が可能として、施工期間を設定しています。虹の架け橋の解体撤去は、オーバブリッジの供用開始後に実施する工程を想定しています。</del>                                                                |
| 87.            | 別添資料 06_特 定                     |              |              |                |     |   |    | 仮囲いについて               | 特定公園施設の設計・工事期間の内、工事期間着工時に周南市にて設置されている仮囲い位置についてご教示願います。                                                                                                                                | 既に園で使用している流用は不可であり、事業範囲で使用する仮囲い等は原則リースを想定しています。                                                                                                                                          |

| No. | 書類名                        | 頁  | 当該箇所 |     |     |      |    | 項目名       | 質問事項                                                                                                                                                                                  | 質問回答                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------|----|------|-----|-----|------|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                            |    | 1    | (1) | (ア) | ア    | 資料 |           |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                 |
|     | 公園施設の整備イメージ図               |    |      |     |     |      |    |           | また、その内で流用可能な仮囲いについてご教示願います。                                                                                                                                                           | 本事業施工範囲内にて撤去する仮囲いを本事業内で流用することについては可能です。ただし、施工中は外部からの侵入防止、園内動物の脱走防止の観点から、締切の条件を緩くすることが無いように施工計画を立案願います。                                                                                                          |
| 88. | 別添資料 06_ 特定公園施設の整備イメージ図    |    |      |     |     |      |    | 北園工事車両出入口 | 北園南側の工事用車両出入口はオーバブリッジの下部工施工途中（P3 施工途中）で使用できなくなると思われますが、その後の工事用車両出入口の計画についてご教示願います。                                                                                                    | 「質問資料 2-07_北園工事搬入路平面図」にて北園にて当該事業に着手（現場引渡し）時点で想定している現場状況の平面図を貸与しますのでご確認ください。橋梁下部工施工時点で北園駐車場側からの侵入口も確保しています。<br>また、この他にも旧橋撤去時に北園芝生広場内に計画している侵入口を先行して施工する、もしくは現場東側道路からの工事用車両出入口を別途整備することも可能ですので、施工計画において適切にご立案下さい。 |
| 89. | 【金抜き設計書】北園土工整備             | 15 |      |     |     |      |    | ダスト       | 道路改良-擁壁工-作業土工　ダスト 90m3 について北園土工整備図面 01 での該当はどこを見ればよろしいでしょうか。                                                                                                                          | 当初貸与させていただきました別添資料 13 の資料を修正し、「質問資料 2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましたのでご参照ください。<br>構造図並びに土量配分表による集計のとおり管材料の保護として砂（ダスト）埋戻しを計画しています。                                                                                       |
| 90. | 徳山動物園民間活力導入に関する調査設計業務委託報告書 | 8  | 4    | 12) |     |      |    | 支障物       | 市道乗兼阿弥陀線設置の各種電線について、橋梁の新設・撤去両作業に支障があります、12) 架空線移設、上部工架設時に影響のある架空線、電柱に関しては関係機関（中国電力、NTT、警察）との協議の上、移設が必要となる旨が記載されていますが公表されている事業スケジュール内で関係機関協議・移設が完了する様に事前説明済みと考えてよろしいでしょうか。             | 占用事業者、道路管理者については、事前説明済です。交通管理者（警察）については、道路使用許可の協議が想定されますが、事業者による調整の範疇と考えており、本市からは現状未協議です。                                                                                                                       |
| 91. | 別添資料 06_ 特定公園施設の整備イメージ図    |    |      |     |     |      |    | 施工ヤード進入路  | 別添資料 06_特定公園施設の整備イメージ図に記載の施工ヤード進入路は可能であれば他にも設けてよろしいでしょうか。                                                                                                                             | 協議により来園者、動物に対する安全性等が確認できる場合は可能です。                                                                                                                                                                               |
| 92. | 要求水準書                      | 22 | 4    | (1) | ウ   | (ア)  |    | 屋内休憩所共通   | 「屋内休憩所の建築面積は 600 m <sup>2</sup> 以上とすること」とありますが、延べ床面積ではなく建築面積（建築基準法上）と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                    | ご理解のとおりです。建築基準法上の建築面積を 600 m <sup>2</sup> 以上としてください。<br>→令和 7 年 9 月 11 日：600 m <sup>2</sup> は 550 m <sup>2</sup> -10%に読み替えてください。                                                                                |
| 93. | 要求水準書                      | 72 | 3    | (6) | イ   | ⑤    |    | 自動散水設備    | 「自動散水設備」は維持管理業務の項目に記載がある為、指定管理料に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                      |
| 94. | 要求水準書                      | 30 | 4    | (6) | エ   | (ア)① |    | 事前調査業務    | 必要に応じて、自らの提案において現況調査を行うよう記述がありますが、電波障害調査については、屋内休憩所が低層のため実施不要という考えでよろしいでしょうか。また、アスベスト調査については、既存分析調査資料がありますが、設計時に追加調査が必要とお考えでしょうか。解体施工前の事前調査時でも構いませんか。更にダイオキシンや PCB 調査の実施は必要ありますでしょうか。 | 法令に準ずることを前提としていただき、その実施有無やタイミングは提案事項とします。<br>なお、アスベスト調査については、本市が構造物建築年月日や現地確認結果をもとに、検体採取による調査が必要と想定される場所において実施しています。                                                                                            |

| No.  | 書類名                        | 頁  | 当該箇所 |     |     |      |    | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                                 | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------|----|------|-----|-----|------|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                            |    | 1    | (1) | (ア) | ア    | 資料 |                 |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 95.  | 要求水準書                      | 30 | 4    | (2) | エ   | (ア)② |    | 事前調査業務          | 設計者は、特定公園施設の整備予定地におけるインフラ関係の供給状況等について、関係機関との協議内容を市に調査報告をするよう記述がありますが。設計時の協議において、協議先より当初の想定外の工事費用（既設キュービクルの改造等）の増額が発生した場合、その整備費は別途工事として考えることは可能でしょうか。 | 公募対象公園施設や自主事業による既存キュービクルの容量不足の場合には事業者負担ですが、特定公園施設による容量不足の場合には市の負担とします。                                                                                                                                                                              |
| 96.  | 実施要領                       | 4  | 2    | (6) |     |      |    | 整備費用            | 整備費用は明らかに不足しているように思いますが、想定されている大項目の内訳をご提示願います。（屋内休憩所、橋、造成、他）<br>また、提示金額は算定時から現時点までの物価上昇を含んでいますでしょうか。                                                 | 提案上限額を設定しておりますが、その算出に至った内訳についてはお示しすることはいたしません。本市による概算工事費の算出においては、建物解体工事、屋内休憩所建築工事、オーバブリッジ新設工事、南園及び北園の土木工事、旧橋撤去工事の大きく5分割の工事を想定しています。<br>なお、当該公募期間中における大きな物価変動も確認されていることから、本事業における物価変動の起算日を「提案書提出時」から「入札公告日」に変更します。<br>→令和7年9月11日：公募設置等指針の53頁を更新済みです。 |
| 97.  | 別添資料9                      |    |      |     |     |      |    | 解体撤去施設          | 解体撤去施設が本業務整備範囲以外にもありますが、撤去後の外構整備費用等は本工事外と考えてよろしいでしょうか。含まれる場合はその内訳をご提示願います。                                                                           | 解体撤去範囲かつ特定公園施設の施工範囲外の場合には、解体撤去のみであり外構等整備は含まれていません。                                                                                                                                                                                                  |
| 98.  | 別添資料27                     |    |      |     |     |      |    | 屋内休憩所の備品一覧      | 屋内でのイス125席以上の購入の記載がありますが、座敷席等を提案した場合で、イスが不要な場合、席数が確保できていれば問題ありませんでしょうか。屋外テラスでの席数について、席数の条件はありますでしょうか。                                                | 125席分を確保可能であれば座敷席でも問題ありませんので、提案に連動した物品購入計画等ご立案ください。<br>また、屋外テラスは席数指定をしておりません。<br>→令和7年9月11日：125以上の座席の確保方法は、要求水準書23頁を参照してください。                                                                                                                       |
| 99.  | 要求水準書                      | 21 | 4    | (1) | ウ   | (ア)  |    | 整備水準（屋外テラス）     | 屋上の屋外デッキについて、デッキ床の仕上げおよびデッキ面積については、どのように想定されていますか。整備費用の算定のため参考にご教示願います。                                                                              | 屋上の通路やEV、階段、オーバブリッジとの接続部分の面積を考慮し、天然芝とデッキの面積を設定しています。                                                                                                                                                                                                |
| 100. | 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説         |    |      |     |     |      |    | 重要度係数           | 屋内休憩所の耐震性能については、地域係数：0.8、重要度係数：1.25と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 101. | 徳山動物園リニューアルの計画概要及び今後スケジュール |    |      |     |     |      |    | 整備対象範囲          | 整備対象範囲が不明瞭です。<br>HP掲載の広場ゾーンⅠ期との解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                         | 本事業の整備対象範囲は、公募等設置指針10ページ及び11ページに掲載している範囲となります。<br>これを補足する資料として、当初より貸与しております貸与資料・6「特定公園施設の整備イメージ図※南園側」並びにこの度修正しました「質問資料2-06_北園土工整備設計図書v2」をご確認下さい。<br>HP掲載資料においては、広場ゾーンⅠ期と周南の里ゾーンⅢ期における造成園路整備が本事業の対象範囲です。                                             |
| 102. | 要求水準書                      | 22 | 4    | (1) | ウ   | (ア)  |    | 屋内休憩所<br>観光案内施設 | デジタルサイネージの設置とありますが、モニターのみの設置なのか、システムの導入も含むのか不明瞭です。また、その際の費用区分や既設施設との相互性等の詳細をご教示願います。                                                                 | デジタルサイネージが使用可能な状態にするまでの行為が認定計画提出者の事業範囲であり、その保守管理を含む維持管理は指定管理者制度による業務範囲です。<br>その運用においては、市と認定計画提出者による使用が基本となりますが、認定計画提出者によるイベント案内なども状況に応じて                                                                                                            |

| No.  | 書類名                                                 | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名              | 質問事項                                                                                                                                                                                                                   | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------|----|------|-----|-----|-----|----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                     |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |                  |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|      |                                                     |    |      |     |     |     |    |                  |                                                                                                                                                                                                                        | 使用できる取扱いといたします。<br>→令和7年9月11日一部追記                                                                                                                                                                                                                           |
| 103. | 要求水準書                                               | 24 | 4    | (1) | ウ   | (イ) |    | オーバブリッジ<br>共通事項  | 「揺拝石の移設を検討の上・・・」とあります。また、前回の質問回答書内に「本事業にて、当該揺拝石を北園土工整備箇所における橋梁橋詰部の園路沿いに移設することを計画しています。」と回答されています。何を検討するのでしょうか。                                                                                                         | 当初貸与させていただきました別添資料13の資料を修正し、「質問資料2-06_北園土工整備設計図書 v2」としましこの中で揺拝石の移設をお示しました。<br>移設を実施いただくことを前提に移転工法や施工工程を事業内で検討いただくという意味で記載しています。                                                                                                                             |
| 104. | 要求水準書                                               | 25 | 4    | (1) | ウ   | (イ) |    | オーバブリッジ<br>数値条件等 | 「舗装は、スロープを脱色舗装、橋梁部をデッキ舗装と合わせること。」とありますが、「橋梁部をデッキ舗装と合わせること」とはどのような意味でしょうか。(デッキ舗装とは、材質？高さ？)                                                                                                                              | 屋外休憩所のデッキと橋梁の連続性・一体性を確保してください。連続性や一体性を確保可能でしたら仕様・仕上げを同様にする必要はありません。                                                                                                                                                                                         |
| 105. | 「別添資料 06_特定公園施設の整備イメージ図」<br>「別添資料 03_全体計画平面図（既存重ね）」 |    |      |     |     |     |    | 南園芝生広場           | ・『別添資料 06_特定公園施設の整備イメージ図より』より園路から南側の芝生広場ですが、熱帯サル舎に影響しないように設置する（熱帯サル舎はそのまま）との考えでよろしいでしょうか。(熱帯サル舎は、アジアの熱帯雨林ゾーンへ移設済み？)<br>・『別添資料 03_全体計画平面図（既存重ね）』と異なりますがよろしいでしょうか。(丘はつくらない)<br>・また、熱帯サル舎を解体・移設する場合、解体後に芝生広場を整備し直すのでしょうか。 | 熱帯サル舎とは南園芝生広場の整備箇所に位置するサル舎を指しています。<br>・熱帯サル舎は、本事業の後に直営工事にて新設・解体の予定でありますため、本事業は、既存の熱帯サル舎を観覧できる状態で残す計画で実施して下さい。<br>・南園芝生広場の詳細は要求水準書を遵守しながらの事業者提案事項としていますが、熱帯サル舎等既存施設へのすりつけは、勾配にも配慮しながら、大きな手戻り等生じさせないように適切に計画・施工してください。<br>・熱帯サル舎を解体・移転後は、直営にて残りの南園芝生広場を整備します。 |
| 106. | 要求水準書                                               | 26 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | フェンス・門扉・管理用車両入口  | フェンスは、徳山動物園西側（管理棟裏）の歩道部に設置されている「目かくしフェンス」と同じ構造でよろしいでしょうか。(北園外周部はメッシュフェンスですが)                                                                                                                                           | 南園における施工範囲はご理解のとおり「目かくしフェンス」にて計画願います。なお、色彩計画によりフェンスの独自色を定めており、メーカー特注色の製品を使用しています。(日塗工 L19-50B マンセル 10YR5/1)                                                                                                                                                 |
| 107. | 要求水準書                                               | 26 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | フェンス・門扉・管理用車両入口  | 「門扉は2.5m とし、・・・」とありますが、2.5m は高さのことでしょうか。                                                                                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 108. | 要求水準書                                               | 26 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | フェンス・門扉・管理用車両入口  | 「北園は、オーバブリッジ下に園内への管理車両入口を設けること。」とありますが、想定されている位置と構造を教えてください。                                                                                                                                                           | 該当頁に記載の管理車両入口は本設構造物ではなく、仮設構造物で問題ありません。外部からの侵入防止、園内動物の脱走防止の観点から構造を決定してください。また、指定の位置はないため、進入可能な位置に協議のうえ設置してください。<br>なお、本事業では、最終的に現状の北園キャスターゲートを再設置のうえ工事完了としてください。                                                                                             |
| 109. | 要求水準書                                               | 26 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | 観覧動線             | 「観覧動線については、可能な限り入園者に往路と復路で違う景色が提供できる順路設定とし、・・・」とありますが、本整備範囲内では無く、南園全体という認識でよろしいでしょうか。(南園芝生広場内に観覧園路を整備しなければならないと解釈してしまいます)                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 110. | 要求水準書                                               | 26 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | 園路               | 上記内容と重複しますが、「園路」についての整備水準は、動物園全体の整備水準であり、本整備範囲内では、「別添資料06_特定公園施設の整備イメージ図」に示すとおり、園路と仮設園路のみの計画であると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                  |

| No.  | 書類名                      | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名     | 質問事項                                                                                                              | 質問回答                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------|----|------|-----|-----|-----|----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                          |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |         |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                           |
| 111. | 「別添資料 06_特定公園施設の整備イメージ図」 |    |      |     |     |     |    | 園外園路    | 既存集水桝の位置が図で示す位置より、西側にあることから、水路延長約 120m が 10m 程度延長されると思われます。<br>また、西側の歩道計画範囲を教えてください。                              | 図で示す位置には、道路排水用の雨水集水桝が設置されていますので、提示資料に示す位置までの接続を本事業で見込んでいます。<br>図示した位置より西側の歩道計画範囲については、本市により施工します。                                                                         |
| 112. | 要求水準書                    | 27 | 4    | (1) | ウ   | (ウ) |    | 園外園路    | 「敷地西側に面する外周道路の歩道は、・・・」の整備水準は、「徳山動物園リニューアル基本計画（令和 3 年 4 月）」の P36 の「南北連絡歩行者動線」と同じ文面であり、本整備範囲内の整備水準内容としては違うように思われます。 | 徳山動物園の園外園路の全体方針を基本計画に定めており、この方針を本事業対象の園外園路の考え方にも適用しています。                                                                                                                  |
| 113. | その他                      |    |      |     |     |     |    | CAD データ | 各別添資料の中にある図面の、CAD データを可能な範囲で頂けないでしょうか。                                                                            | CAD データについては、事業者選定後の貸与とします。                                                                                                                                               |
| 114. | 要求水準書                    | 68 | 3    | (3) |     | イ   |    | 清掃対象    | ”①日常清掃、定期清掃、臨時清掃を実施し、常に清潔、美観を保持すること。”とありますが、これらの対象となる建物の図面(面積・床材)をお示してください。                                       | 飼育エリア（観覧ルートは除く）以外の園内施設全てが対象となります。<br>目安としては、人止め柵の動物側以外の範囲であり、入園者や飼育員以外の一般職員が立ち入ることのできるバックヤードを含むものとします。参考として「質問資料 2-08_主な徳山動物園内の清掃範囲」をご確認ください。                             |
| 115. | 要求水準書                    | 72 | 3    | (6) |     | ア   |    | 植栽管理    | ”自動散水施設の設置については、事業者の責任において行うこと。”とありますが、屋上休憩所の屋上緑化を除けば、必ずしも設置を行わねばならないわけではないという認識でよろしいでしょうか。                       | ご理解のとおりです。<br>適切な植栽等の維持管理が行えるのであれば、設置を義務付けるものではありません。                                                                                                                     |
| 116. | 別添資料 09_解体撤去施設一覧         |    |      |     |     |     | 9  | 解体工事    | 解体建物全体の屋内には廃品等のゴミは無いと考えて宜しいでしょうか                                                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                |
| 117. | 別添資料 09_解体撤去施設一覧         |    |      |     |     |     | 9  | 解体工事    | 堆肥化プラント解体は機器内部等の消毒・清掃は別途と考えて宜しいでしょうか                                                                              | 堆肥化プラント解体時には内部を空の状態にしておく予定です。                                                                                                                                             |
| 118. | 別添資料 09_解体撤去施設一覧         |    |      |     |     |     | 9  | 解体工事    | 市道乗兼阿弥陀線設置の既存擁壁について断面形状が判る資料はないでしょうか。                                                                             | 既存擁壁の構造図等はありませんので、擁壁見え高からの根入れを 500mm 程度と考えご検討ください。                                                                                                                        |
| 119. | 要求水準書                    | 70 | 3    | (5) | ア   | ⑦   |    | 駐車場     | 近隣施設の駐車場の借用依頼を行うこととありますが、今までの実績で年何回位発生しましたか。また駐車場利用料金を負担しなければいけない場合、御市でご負担いただけるという認識で問題なかったでしょうか。                 | 毎年 GW 及び夏の夜間開園日に、最寄り小学校グラウンド、企業の職員駐車場（1 社）について書面等で依頼を行い、借用しています。<br>周南市文化会館の駐車場については、土日祝日のみ借用の実績がありますが、当日の来園者の状況により電話等で調整を行っています。<br>なお、駐車場の借用は無償と取り交わしており、利用料金は発生していません。 |

| No.  | 書類名    | 頁  | 当該箇所 |     |     |     |    | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                                                                   | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|--------|----|------|-----|-----|-----|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |        |    | 1    | (1) | (ア) | ア   | 資料 |                 |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 120. | 要求水準書  | 70 | 3    | (5) | イ   | ㊸   |    | 夜間管理            | <del>業務人員は、南園管理棟に1名配置することとありますが、仮眠時間は不在という認識で問題なかったのでしょうか。</del>                                                                                                                       | <del>ご理解のとおりです。</del>                                                                                                                                                                                                                            |
| 121. | 要求水準書  | 71 | 3    | (5) | イ   | ㊸   |    | 夜間管理            | <del>当該車両が立ち退き次第施錠するとありますが、仮眠時間 22 時～5 時の間は対応不可という認識で問題なかったのでしょうか。</del>                                                                                                               | <del>ご理解のとおりです。</del>                                                                                                                                                                                                                            |
| 122. | 要求水準書  | 71 | 3    | (5) | イ   | ㊸   |    | 夜間管理            | <del>機械警備機器及び監視カメラの保守管理は既存施設のものという認識でしょうか。その場合、定期保守点検一覧には記載がないため、別途費用を御市でご負担いただけるという認識で問題なかったのでしょうか。</del>                                                                             | <del>当案件は、これまでに園内で設置している、若しくは今後設置する機械警備機器及び監視カメラ設備を対象にしています。該当頁に記載される保守管理とは、夜間及び休園日において、動作確認程度の内容を想定していますため、ここで定期保守点検を実施することを要求しているわけではありません。</del>                                                                                              |
| 123. | 別添資料 8 |    |      |     |     |     |    | エントランス入園システム    | 保守管理費の総額 399 万円(税込)の記載がありますが、再リース、及びリースアップする場合、金額が増減になるかと思いますが、増加する場合は、別途費用を御市でご負担いただけるという認識で問題なかったのでしょうか。                                                                             | 公募設置等指針の 31 頁に記載のとおりです。                                                                                                                                                                                                                          |
| 124. | 要求水準書  | 50 | 1    | (2) | イ   | ㊸   |    | 職員の座席           | 維持管理業務を行う職員用の座席について、質疑させていただきましたが、もう少し、詳細にお示しいただきたいです。維持管理を行うスタッフの休憩場所はあるのでしょうか。更衣室等の有無もお願いいたします。外注業者の休憩場所も含め、熱中症対策の場所が、お客様の目に入らない場所で必要です。<br>※無い場合…考慮いただきたい。休憩室用のプレハブの設置などの処置をお願いしたい。 | 「質問資料 2－03_管理事務所平面図」として南園に建設中である管理事務所の平面図を貸与します。事務所 2 階に園内従事者共同利用の休憩室を配置しています<br>管理棟 2 階に職員休憩室、更衣室がありますので、そちらをご利用ください。<br>ただし、ロッカーについては現状のスタッフが共用で利用することを想定しています。                                                                                |
| 125. | 要求水準書  | 16 | 第 4  | 1   | (4) |     |    | 環境への配慮          | これまでのリニューアル工事で環境負荷低減に配慮された事例があればご提示いただき、さらに検討していきたい。                                                                                                                                   | 徳山動物園は、次世代エネルギーパークに位置づけられており、これまでのリニューアル整備においては、北園駐車場における太陽光や風力発電による照明灯整備、園内施設への水素燃料電池の導入、公用車として電気自動車の導入、動物の糞を材料とする堆肥プラントの整備に取り組み、同時にこれらの情報発信も行ってきました。近年もゾウ舎・管理事務所・南エントランスゲートにて太陽光発電や、雨水貯留施設利用など整備・計画して次世代エネルギーパークとして環境共生型の技術や暮らしの普及啓発に力を入れています。 |
| 126. | 要求水準書  | 3  | 6    |     |     |     |    | 災害地の広域避難所としての機能 | 広域避難地とされていますが、屋内休憩所については防災倉庫やマンホールトイレなどの設置は考えられないのでしょうか。                                                                                                                               | 屋内休憩所への該当施設の設置は考慮していません。南北のエントランス付近（北園自然学習管内防災倉庫、南園エントランスゲート前防災トイレ・倉庫）に計画しています。                                                                                                                                                                  |
| 127. | 要求水準書  | 22 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |    | 屋内休憩所           | 建築高について、提案に応じて高低差をついてもよいでしょうか。                                                                                                                                                         | バリアフリー関連事項を満たすことが可能であれば、高低差をつけることは問題ありません。                                                                                                                                                                                                       |
| 128. | 要求水準書  | 23 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |    | 屋内休憩所           | 飲食スペースの 125 席の家具についてはベンチやカウンターなどの複数人で使用する家具も考えてよいか。                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 129. | 要求水準書  | 24 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |    | エレベーター          | 北園側および南園側からオーバーブリッジまではスロープで接続されることからエレベーターの設置は不要とする提案は可能でしょうか。                                                                                                                         | 来園者の利便性や移動円滑化を考慮し、屋内休憩所へのエレベーターの設置は必須条件としています。                                                                                                                                                                                                   |
| 130. | 要求水準書  | 24 | 4    | (1) | ウ   | (ア) |    | 共通              | 屋内休憩所の建築面積は 600 ㎡とありますが、軒下空間などの床面積も建築面積に含めることは可能でしょうか。                                                                                                                                 | ご理解のとおりです。建築基準法上の建築面積を 600 ㎡以上としてください。                                                                                                                                                                                                           |

| No.             | 書類名              | 頁             | 当該箇所         |                |              |                |              | 項目名               | 質問事項                                                                                                                               | 質問回答                                                                                             |
|-----------------|------------------|---------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                  |               | 1            | (1)            | (ア)          | ア              | 資料           |                   |                                                                                                                                    |                                                                                                  |
|                 |                  |               |              |                |              |                |              |                   |                                                                                                                                    | →令和7年9月11日：600㎡は550㎡-10%以上に読み替えてください。                                                            |
| 131.            | 要求水準書            | 24            | 4            | (1)            | ウ            | (ア)            |              | 共通                | 屋内休憩所の建築面積は600㎡とありますが、各種要求機能を満たす場合には、600㎡を下回る提案が可能となるようご配慮いただけないでしょうか。                                                             | No. 130 のとおりとします。                                                                                |
| <del>132.</del> | <del>要求水準書</del> | <del>24</del> | <del>4</del> | <del>(1)</del> | <del>ウ</del> | <del>(ア)</del> | <del>—</del> | <del>飲食スペース</del> | <del>軒下やオーニングなどの下に配置されるテーブルセットやベンチの座席を、飲食スペースの座席としてカウントすることは可能でしょうか。屋内だけで125席を確保しようとする<del>と</del>飲食スペースがかなり窮屈になる可能性が見込まれます。</del> | <del>建築面積内で合計125席の確保は必須としますが、そのうちの最低100席は屋内空間にて確保するようご提案ください。<br/>※要求水準書P23の記載内容を訂正いたしました。</del> |
| 133.            | 要求水準書            | 24            | 4            | (1)            | ウ            | (ア)            |              | 飲食スペース            | 座席は固定されたものではなく、移動可能なイス・ベンチの設置でも問題ないでしょうか。                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                       |
| <del>134.</del> | <del>要求水準書</del> | <del>24</del> | <del>4</del> | <del>(1)</del> | <del>ウ</del> | <del>(ア)</del> | <del>—</del> | <del>屋上テラス</del>  | <del>芝生（天然芝）と記載がありますが、屋根の耐荷重を低減させる目的で、人工芝に替える提案をすることは可能でしょうか。</del>                                                                | <del>次世代エネルギーパークにおける環境負荷低減措置としての要求水準ですので、天然芝にて計画してください。</del>                                    |

以上